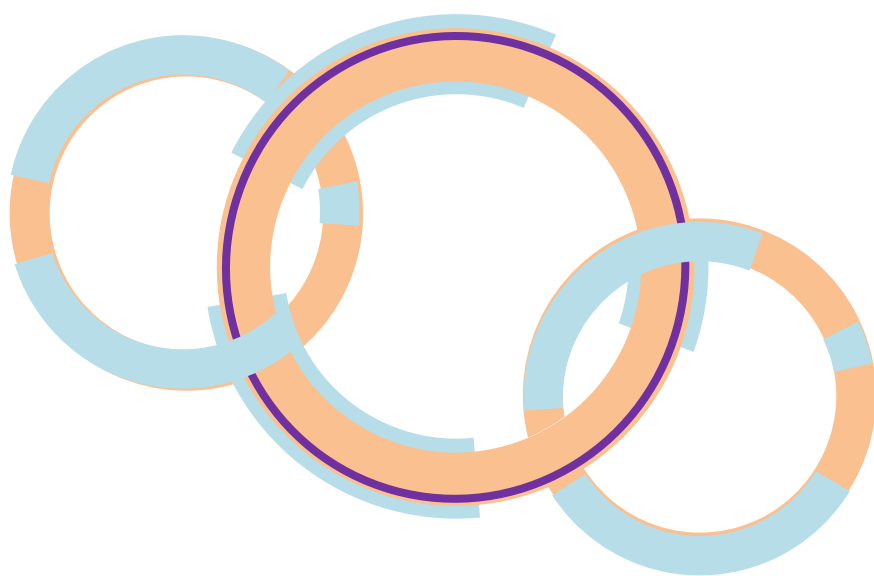


令和7年度実施 令和6年度教育委員会事務事業点検・評価報告書



令和7年8月

武蔵村山市教育委員会

はじめに

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定に基づき、教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、議会に提出するとともに、公表することが義務付けられています。

また、点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図ることとされています。

武蔵村山市教育委員会は、この規定を受け、教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について報告書をまとめるとともに、これを公表します。

《地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）》

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

目 次

項 目	頁
1 実施方法	1
(1) 点検及び評価の対象について	1
(2) 評価結果の取扱いについて	1
(3) 評価実施の流れについて	1
(4) 点検及び評価に関する有識者について	2
2 点検及び評価結果	5
有識者による二次評価実施事業	9
有識者の評価のまとめ	3 7
事業所管課による一次評価事業	3 9
3 教育委員会の活動状況	1 0 9
《資料》	
資料 1 武蔵村山市教育委員会の教育目標	1 1 9
令和 6 年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業	1 2 0
資料 2 令和 6 年度武蔵村山市教育委員会の重点項目	1 2 2
資料 3 武蔵村山市第三次教育振興基本計画 施策体系	1 2 4
資料 4 武蔵村山市教育委員会組織一覧	1 2 8
資料 5 教育部各課（館）の事務分掌	1 2 9
資料 6 令和 6 年度一般会計予算（目的別歳出）内訳	1 3 2

1 実施方法

(1) 点検及び評価の対象について

点検及び評価は、事業所管課による一次評価では令和4年3月に策定した武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める全ての具体的施策を対象とし、有識者による二次評価では同計画の基本施策の中から有識者の意見を聴いた上で教育委員会が選定した5つの基本施策を対象とする。

(2) 評価結果の取扱いについて

教育委員会が行う事務事業の点検及び評価に関する結果を報告書として取りまとめ、毎年9月開会の市議会定例会に提出し公表するとともに、翌年度における施策、事業の改善に役立てるものとする。

(3) 評価実施の流れについて

ア 一次評価（事業所管課）

令和4年3月に策定した武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める具体的施策、全50施策（5～7ページ参照）について、一次評価を行う。

なお、一次評価は、事業所管課が各活動及び施策の目的に対して、有効性・有効率・達成度等を総合的に判断し、次に示す5区分により達成率を評価する。

評 価		達成状況（達成率）の基準
S	目標以上の成果があった。	○ 活動及び施策の目的達成に向けて目標以上の成果があった。
A	概ね取組目標を達成した。	○ 取組を行い、活動及び施策の目標達成に向けて一定の成果をあげた。 ○ 大きな課題や問題点は特にない。
B	目標以下の結果であった。	○ 取組を行ったが、活動及び施策の目的達成に向けて成果があらなかった。 ○ 課題や問題点がある。
C	実施できなかった。	○ 取組を行わなかった。 ○ 活動及び施策の目的達成に向けて成果があらなかった。 ○ 大きな課題や問題点が残った。
—	評価不能	○ やむを得ない事情により未実施となった等

イ 二次評価（有識者）

一次評価を行った具体的施策のうち、有識者において特に重要と考えられる12施策について選定し、基本施策5施策ごとに包括的に有識者による二次評価を行う。

ウ 教育委員会における協議・議決

令和7年第8回武蔵村山市教育委員会定例会において協議し、議決する。

エ 議会への報告書の提出及び公表

教育委員会において点検及び評価を行い、その結果を取りまとめた報告書を議会に提出するとともに、市民へ公表する。

(4) 点検及び評価に関する有識者について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第2項の規定に基づき、教育委員会が行った事務事業の点検及び評価の結果については、有識者から意見をいただくこととした。

有識者の区分、会議の開催状況等については、次のとおりである。

ア 有識者名簿

(敬称略)

氏 名	区 分	備 考
染谷 由之 ぞめや よしゆき	学識経験者	大学教授
高橋 知希 たかはし ともき	教育に関し識見を有する市民	
舞草 友望 まいくさ ともみ	公募による市民	

イ 有識者会議開催状況

回	開催期日	内 容
1	4月17日（木）	事務事業点検・評価の実施方法について
2	6月19日（木）	各委員からの質問事項に対する所管課からの説明
3	7月24日（木）	事務事業点検・評価報告書（案）について

平成20年10月 8日

教委訓令（乙）第33号

（趣旨）

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第26条の規定に基づき武蔵村山市教育委員会（以下「委員会」という。）が行うその権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検及び評価」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（点検及び評価の対象）

第2条 点検及び評価の対象とする事務は、点検及び評価を行う年度の前年度の武蔵村山市教育委員会の基本方針に定める施策に関する事務のうち教育行政の推進上重要な課題に係るものその他点検及び評価を行うことが必要と認める事務として委員会が選定したもの（以下「対象事務」という。）とする。

2 委員会は、前項の規定による対象事務を選定しようとするときは、あらかじめ、第4条第1項の規定により置く武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者（同項を除き、以下「有識者」という。）の意見を聴くものとする。

（点検及び評価の実施）

第3条 委員会は、点検及び評価として、毎年度1回、対象事務の取組の状況並びに対象事務の実施による成果及び課題を整理して、委員会の権限に属する事務の今後の取組の方向性を明らかにするものとする。

2 委員会は、前項の規定による点検及び評価の結果を取りまとめるときは、あらかじめ、その内容について、有識者の意見を求めるものとする。

（事務事業点検及び評価に関する有識者）

第4条 教育に関する学識経験を有する者等の知見の活用を図り、点検及び評価の客観性を確保するため、武蔵村山市教育委員会事務事業点検及び評価に関する有識者を置く。

2 有識者は、委員会の求めに応じ、委員会が行う対象事務の選定並びに委員会が行った点検及び評価の結果について意見を述べるものとする。

3 有識者の定数は、3人とし、教育に関し学識経験を有する者、教育に関し識見を有する武蔵村山市民及び公募に応じた保護者（法第4条第5項に規定する保護者をいう。）である武蔵村山市民のうちから委員会が委嘱する。

4 有識者の任期は、3年とする。

5 有識者は、再任されることができる。

6 有識者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

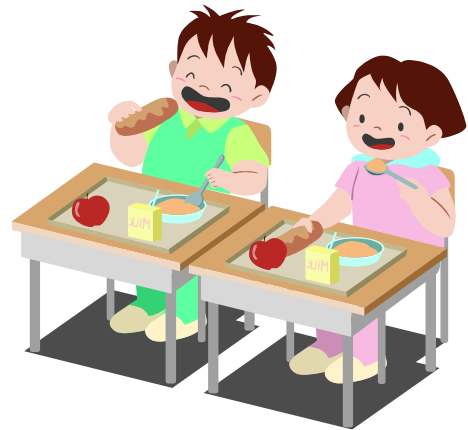
第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



2 点検及び評価結果

武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める具体的施策、全50施策について、事業所管課において一次評価を行った。

二次評価については、一次評価を行った具体的施策の中から、有識者において、特に重要と考えられる12施策について選定し、当該12施策に係る5つの分野（「学力向上策の推進」、「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進、「学校・家庭・地域の協働体制の構築」、「教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進」、「スポーツ・レクリエーション活動の推進」）について、包括的に評価を行った。

《令和7年度実施（令和6年度評価）点検及び評価対象事業一覧》

評価 番号	具体的施策	事業所管課	頁	二次評価 実施年度	
				R5	R6
1	人権教育の推進	教育指導課 指導係	41	●	●
2	道徳教育の充実	教育指導課 指導係	43	●	●
3	体験・鑑賞活動の充実	教育指導課 指導係	45	●	●
④	確かな学力の定着	教育指導課 指導係 文化振興課 生涯学習係	11	●	
⑤	読書活動の推進と言語能力の育成	教育指導課 指導係	15	●	
6	体力向上策の推進	教育指導課 指導係	47	●	
7	食育の充実	教育指導課 指導係 学校給食課	49	●	
8	心と身体の健康管理の充実	教育総務課 学事係 教育指導課 指導係	51	●	
9	安全教育の充実	教育指導課 指導係 教育総務課 学事係	53	●	
10	GIGAスクール構想の推進	教育指導課 指導係 教育総務課 教育政策係	57	●	
11	国際理解教育の充実	教育指導課 指導係	59	●	
12	日本の伝統・文化教育の充実	教育指導課 指導係	61	●	
13	キャリア教育の充実	教育指導課 指導係	63	●	
14	特別支援教育の充実	教育指導課 教育支援係	65	●	●
15	不登校への対応・適応指導の充実	教育指導課 教育支援係	68	●	●
16	学校における教育相談体制の整備	教育指導課 教育支援係	70	●	●

評価 番号	具体的施策	事業所管課	頁	二次評価 実施年度	
				R5	R6
①7	「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	教育指導課 指導係	18	●	
18	コミュニティ・スクールの充実	教育指導課 指導係	72	●	
19	学校公開等の実施	教育指導課 指導係	73	●	
20	広報の充実	教育総務課 教育政策係	75	●	
②1	新・放課後子ども総合プラン事業の推進	文化振興課 生涯学習係	20	●	
②2	家庭教育の支援	文化振興課 生涯学習係 教育指導課 指導係	21	●	
②3	カリキュラム・マネジメントの推進	教育指導課 指導係	22	●	
②4	児童・生徒の安全確保	教育総務課 学事係 教育指導課 指導係	23	●	
25	小中一貫教育・小中連携教育の推進	教育指導課 指導係	76	●	●
26	一校一研究の推進	教育指導課 指導係	79	●	●
27	部活動等の充実	教育指導課 指導係	80	●	●
②8	教職員研修・研究の充実	教育指導課 指導係	27	●	
②9	授業改善の推進	教育指導課 指導係	29	●	
③0	教員の「働き方改革」の推進	教育総務課 教育政策係 教育指導課 指導係 教育指導課 教職員係	30	●	
31	人材育成の推進	教育総務課 指導係 教育指導課 教職員係	82	●	
32	学校評価の充実	教育指導課 指導係 教育指導課 教職員係	84	●	
33	学校施設・設備の整備	教育総務課 教育施設維持係 教育総務課 教育施設整備係 教育総務課 教育政策係	86	●	
34	教育機器・機材の整備	教育総務課 教育政策係	88	●	
35	学校ICT環境の整備	教育指導課 教育政策係	89	●	
36	学校規模適正化の推進	教育総務課 学事係	91	●	
37	通学区域と中学校学校選択制の推進	教育総務課 学事係	92	●	
38	学校給食の充実	学校給食課	93	●	
39	(仮称) 防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託	学校給食課	94	●	
40	経済的支援の実施	教育総務課 学事係	95	●	
41	生涯学習の推進	文化振興課 生涯学習係	96	●	●
42	生涯学習情報の提供と学習機会の充実	文化振興課 生涯学習係	98	●	●

評価 番号	具体的施策	事業所管課	頁	二次評価 実施年度	
				R5	R6
43	生涯学習施設・設備の整備	文化振興課 生涯学習係	100	●	●
44	図書館運営の充実	図書館	102	●	●
④5	スポーツの推進	スポーツ振興課 スポーツ 振興係	32	●	
④6	スポーツ施設・設備の整備	スポーツ振興課 スポーツ 振興係	34	●	
47	文化財の調査、保護・活用	文化振興課 資料館係	104	●	
48	新・放課後子ども総合プラン事業の推進 に伴う施設の有効活用	文化振興課 生涯学習係	106	●	
49	校庭・屋内運動場開放の推進	スポーツ振興課 スポーツ 振興係	107	●	
50	生涯学習施設・設備の整備	文化振興課 生涯学習係	108	●	

※ 評価番号の○は、令和7年度二次評価実施事業であることを表す。

※ 令和5年度は、武蔵村山市第三次教育振興基本計画に定める具体的施策、全50施策について、基本施策16施策ごとに包括的に有識者による二次評価を行った。

※ 令和6年度以降は、令和9年度までの4年間を通じて全50具体的施策の二次評価を行うこととした。

有識者による二次評価実施事業

《学力向上策の推進》

主 管 課		教育指導課 指導係・文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	確かな学力の定着		
	4			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	25,097 千円 (20,634 千円)		26,295 千円 (20,226 千円)	31,683 千円
趣旨・概要	・ 「全国学力・学習状況調査」並びに東京都及び本市による「児童・生徒の学力向上を図るための調査」等を通して、児童・生徒の学力の定着状況及び「学びに向かう力」等に関する意識を把握・分析する。 ・ 各学校が学力に関わる諸調査の結果及び授業評価に基づいて「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的改善を図るとともに、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を図るなど、確かな学力の定着を目指す。また、児童・生徒一人一人に確かな学力を身に付けさせる基盤となる学習意欲の向上及び学習規律の確立を図るため、自由な心を伸ばし、長所を引き出す指導、児童・生徒に向上心を高く持つ指導など、常に指導方法を工夫・改善し、子供の特性や習熟の程度に応じた学習集団を編成するなど、指導体制の工夫・改善に努める。 ・ 学力向上策の一環として、小学校漢字検定及び中学校英語検定を実施する。 ・ 変化の激しい時代を生き抜き、生涯にわたり主体的に学び続ける児童・生徒を育成するために、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けた授業改善に取り組み、質の高い授業の展開を図る。 ・ 家庭での学習が困難又は、学習習慣が十分に身につけていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力により「地域未来塾」事業を推進し、学習支援を実施する。 ・ 少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチングやGIGAスクール構想の推進による一人1台端末を活用するなど、個別最適化の学びを実現し、個に応じた指導に努める。 ・ 小・中学校で教科学習や様々な体験活動等を実施するに当たり、地域のボランティアの方の知識・技能の提供を受けることにより、学校教育の一層の充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりの充実を図る。 ・ 市内全小学校に多様な経験を有する方を補助教員として派遣し、一人一人に目の行き届いた教育を実現するとともに、地域で学校を支える体制づくりに努める。			
	一 次（内部）評価			
	NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
		事業概要		
	1	学力調査の実施	国、市調査を実施し、その成果を検証するとともに、教育委員会定例会で報告を行った。 引き続き各学力調査を実施するとともに、その成果検証を各学校における授業改善の具体的手立てへとつ	A
		児童・生徒の学力向上を図るために、「児童・生徒の学力向上を図るための調査（市調査）」、「全国学力・学習状況調査（国調		

	査)」を実施し、成果を検証するとともに、課題の把握・分析をする。 (教育指導課)	なげていく。また、市調査については、国の調査と合わせて計画的・継続的な学力の向上を狙いとし、令和5年度より実施学年を小学校第4・5学年及び中学校第1・2学年に変更・拡大した。	
2	授業改善推進プランの作成・活用 国、本市の学力調査の結果及び児童・生徒の実態等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指す。 (教育指導課)	授業改善推進プランについては児童・生徒の日頃の学習状況から見取り作成を行い、各学校のホームページで公開した。個々の教員が授業改善推進プランを作成することを通して、児童・生徒の実態を踏まえた日々の授業改善及び個に応じた指導の充実が図られた。 引き続き諸学力調査の結果分析を通して把握した各学年の実態を踏まえ、授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。	A
3	小学校漢字検定の実施 小学校4年生及び6年生の児童に、学力向上策の一環として、市独自の漢字検定を受験させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学習習慣の定着を目的として実施する。 (教育指導課)	漢字検定事業は、平成17年度から小学校第3学年及び第4学年の全児童を対象とし、財団法人日本漢字能力検定協会が実施する漢字検定を受検させ、児童に技能検定試験合格という具体的な努力目標をもたせることで、学習に対する意欲の向上と基礎的・基本的な学力の定着を図ることを目的とし、実施してきたが、平成28年度からは本予算を縮小し、小学校第4学年全児童を対象として実施してきた。 平成30年度からは市独自の「武蔵村山市漢字検定」を作成し、小学校第4学年と第6学年を対象に、学習の定着が十分見込める2月に実施している。合格の児童には、市から合格証を渡すことにしている。	A
4	中学校英語検定の実施 中学校3年生の生徒に、学力向上策の一環として、英語検定を受験させることにより、目標に向かって努力する態度を育むとともに、学習習慣の定着を目的として実施する。 (教育指導課)	中学校生徒の学力向上策の一環として、平成27年度から英語検定事業を実施している。中学校第3学年の生徒を対象に英語検定を受検させた。受検をきっかけに英語学習についてキャリアを深め、高等学校入試に活用することができた。	A

5	「主体的・対話的で深い学び」からの授業改善	1年次から3年次の教員を対象とした若手教員育成研修等において受講者が主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業研究を行い、授業改善を図った。	A
	児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目標として、授業改善を図る。 (教育指導課)		
6	地域未来塾の実施	市内小中学校全校で実施。各学校、地域住民と連携を図り、安定した運営を行うことができている。学習意欲や学力の向上が見られたとの声も頂いている。	A
	家庭での学習が困難又は、学習習慣が十分に身についていない児童・生徒を対象に、地域住民等の協力により学習支援を実施し、学習習慣の確立や基礎学力の定着を図る。 (文化振興課)		
7	個に応じた指導の実施（少人数指導・習熟度別指導・ティーム・ティーチング）	少人数指導により、一人一人の児童・生徒に対して教員が丁寧に説明でき、児童・生徒の理解が深まったり、理解に時間のかかる児童・生徒が習熟度別指導によって意欲的に取り組んだりするなど、具体的な児童・生徒の姿として、その成果が表れていた。	A
	児童・生徒の学習意欲の向上や学力の向上を図るため、少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチング等による個に応じたきめ細やかな指導を実施する。 (教育指導課)		
8	教育ボランティアの派遣	全小・中学校に教育ボランティアを派遣し、授業等を含めた様々な場面において活用した。令和6年度は、市内全小・中学校に延べ2,396日の教育ボランティアを派遣した。授業等において個に応じた指導を充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られた。	A
	小・中学校で教科学習や様々な体験活動等を実施するに当たり、支援者として地域からボランティアを募り、その方の知識・技能の提供を受けることにより、学校教育の一層の充実を図るとともに、地域に開かれた学校づくりに寄与する。 (教育指導課)		
9	小学校補助教員の派遣	児童の実態に即した指導が徹底されている。個別の支援が必要な児童にきめ細かな指導ができている。基礎・基本の定着が図られている。個別に配慮を要する児童の生活習慣や規範意識の形成が推進されている。 なお、令和6年度より従来の補助教員をエデュケーション・アシスタントとして配置している。	A
	市内全小学校に多様な経験を有する方を補助教員として派遣し、その知識、経験を児童の指導等に活用することにより、一人一人に目の行き届いた教育の実現に資するとともに、地域で学校を支える体制づくりを支援する。 (教育指導課)		

総合評価		
A		A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	《説明》 No.1 : 学力調査の実施学年を小学校第4・5学年及び中学校第1・2学年とする。なお、令和6年度より都調査は実施しないため、そうした動向を踏まえ、市調査の実施内容についても検討する。 No.2 : 授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。 No.3 : 「武蔵村山市漢字検定」の実施を継続するとともに、児童に検定合格という具体的な努力目標をもたせ今後も実施していく。 No.4 : 引き続き中学校第3学年生徒を対象として実施する。英語検定を通じて、小・中学校9年間を通して学習意欲の向上と基礎的・基本的な英語力の定着を図っていく。 No.5 : 児童・生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指し、授業改善を図る。 No.6 : 引き続き安定した運営に努める。 No.7 : 引き続き、全小・中学校において、児童・生徒への個に応じたきめ細やかな指導を通して、学習意欲の向上や学力の向上を図るための少人数指導、習熟度別指導、ティーム・ティーチング等による指導を実施していく。 No.8 : 地域人材等を活用し、個に応じた指導を一層充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着及びそれらを活用した思考力・判断力・表現力の育成を図る。 No.9 : 各学校におけるエデュケーション・アシスタント（補助教員）の活用状況を精査し、より有効かつ効率的な運用を図っていく。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	読書活動の推進と言語能力の育成		
	5			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	14,359 千円 (13,995 千円)		15,006 千円 (14,686 千円)	15,947 千円
趣旨・概要	- 各校で「学校図書館活用計画」を作成し、学校図書館担当教員、司書教諭、学校司書、ボランティア等が連携し、各学校で「読み聞かせ」を実施するなど、児童・生徒の読書活動を一層推進する。 - 学校図書館と市立図書館の連携を強化するとともに、電子図書の導入を検討し、児童・生徒に読書活動を通して考える力や豊かな感性、情緒などを身に付けさせ、人間力の基礎となる「言語力」の育成を図る。また、学校図書館の利便性が高まるよう、環境整備を検討する。 - 市内全小・中学校に1名ずつ専任の学校司書を配置し、学校における読書活動を推進する。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	読み聞かせの実践		小学校においては年間を通じて学級担任や学校司書による児童への読み聞かせを行った。	A
	学級担任や上級生、ボランティア等により、各学校で「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高める。 (教育指導課)			
2	学校図書館の利用促進		学校司書連絡会を3回開催し、各校で作成した学校図書館活用計画に基づいた学習支援及び利用促進活動について指導主事より助言を行った。	A
	児童・生徒に親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料を充実させるとともに、学校図書館の利用促進を図るための利用指導を行う。 (教育指導課)			
3	学校司書の配置と活用の推進		市内全小・中学校に1名ずつ専任の学校司書の配置を行い、図書の貸出しや蔵書の整理等、円滑な学校図書館の運営ができています。	A
	市内全小・中学校に1名ずつ専任の学校司書を配し、学校における読書活動を推進し、児童・生徒に豊かな感性や情緒を身に付けさせるとともに、言語力の育成を図る。 (教育指導課)			

総合評価		
A		A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	《説明》 No.1 : 学級担任や上級生、ボランティア等により、各学校で「読み聞かせ」を実施し、読書への関心を高める。 No.2 : 児童・生徒に親しまれる図書や調べ学習に役立つ図書資料を充実させるとともに、学校図書館の利用促進を図るための利用指導を行う。 No.3 : 学校図書館の円滑な運営を行い、児童・生徒の読書活動の推進を図る。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

学力向上策の推進に関する二次評価

- まずは、基礎的、基本的な知識・技能の確実な定着を目指していくという方針の継続は大切なことである。その上で、今後の時代を生きていく上で求められる、主体性・創造力・実践力等を、「まちづくり学習」を通して行っていくということも大変よいと考える。この学習を充実させるために、柔軟なカリキュラム編成を可能としたり予算を確保したりすることが重要である。
- 読書活動の推進については、第四次読書推進計画の内容を周知するとともに、学校司書をより活用し、児童・生徒が読書をしたいという気持ちを高められるような方策を検討してほしい。
- まちづくり学習による探究的な学びから、基礎基本に重点を置いた学習に力を入れているということだが、多摩都市モノレールが延伸される今の時期が想像しやすい良いタイミングで、探究的学びに繋げやすい時でもある。モノレールの延伸とまちづくりについて、子どもたちの想像を掻き立てる施策にしてもらいたい。
- 一人1台端末の使用方法や授業での活用に差があるのであれば、今後の改善点である。ICT支援員が支援で終わるだけでなく、ICT支援員にも改善点を意見してもらい、是非子どもたちにより良い授業の提供をしていただければと思う。
- 読書感想文発表会・ビブリオバトル等、コロナ禍で止まっていた活動がまた再開し出すとよいと感じた。学校司書の配置と市内図書館の取組の融合で、市内の図書活動の推進と語学能力の育成が進むことに期待している。
- 「まちづくり学習の中で学習意欲を育成していきたい」という回答であるが、非常に短期間で限定的な学習内容の中で、長期的かつ恒常性のある学習意欲の育成を可能とする根拠が不明である。また、限定的な指導内容であるため、自由な心や長所を引き出す指導とは言えないと考える。
また、PDCAに沿って中長期的に検討するのは必要なことだが、子どもはそんなことを言っている間に成長してしまうので、OODAの思想で臨機応変に対応していくことも検討して欲しい。
- ICT支援員によって効果が出ているのは評価できる。限定的ではなく市内全校に効果が広がるよう、引き続き尽力して欲しい。

《「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進》

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	「学校２０２０レガシー」の構築に向けた取組の推進		
	１ ７			
予 算 額 (決算額)	令和５年度		令和６年度	令和７年度（当初）
	０千円 (０千円)		０千円 (０千円)	０千円
趣旨・概要		・ 各学校が展開してきたオリンピック・パラリンピック教育において、５つの資質（「ボランティアマインド」、「障害者理解」、「スポーツ志向」、「日本人としての自覚と誇り」、「豊かな国際感覚」）の育成と関連付けて発展させてきた活動又はこれを契機に新たに取組を始めた活動の中から、学校経営方針、教育目標、児童・生徒の実態等に鑑み、学校の特色としてこれからも継続させる活動を今後は「学校２０２０レガシー」として展開する。		
一 次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
１	「学校２０２０レガシー」の構築に向けた取組		オリンピック・パラリンピック教育で重点的に育成してきたボランティアマインド、障害者理解、豊かな国際感覚等の資質を育成するため、これまで培ってきたネットワークや家庭・地域との連携を生かした体験活動を実施した。	Ｂ
	オリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動の中でこれからも継続させていく活動を「学校２０２０レガシー」として展開する。 (教育指導課)			
総合評価				
Ｂ		Ａ： 一 次（内部）評価におけるＳ及びＡの割合が５割以上		
		Ｂ： 一 次（内部）評価におけるＢの割合が５割以上		
		Ｃ： 一 次（内部）評価におけるＣの割合が５割以上		
今後の方針				
	拡 充		《 説 明 》 No.１：オリンピック・パラリンピック教育で取り組んできた活動の中でこれからも継続させていく活動を「学校２０２０レガシー」として展開する。	
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

「学校２０２０レガシー」の構築に向けた取組の推進に関する二次評価

- オリンピック・パラリンピック教育の中にあった、５つの資質の中で、スポーツ都市宣言をしている市として、「スポーツ志向」を重点とし、現在行われているスポーツイベントを継続していくことが大切である。
- 予算も付いていないため取組みが弱いのかと感じていたが、都の派遣授業としてアスリートとの繋がりが継続されているということで、予算を掛けた内容を継続していると実感した。特に運動部の生徒にとっては元アスリートの講演を聞くことに加え、もし一緒にプレーをすることができるような場面があると、大人になっても心に残る良い機会だと思う。資料上で見る施策と実際に行われている状況に、良い意味で差があるものだと感じた。学校公開の日に元オリンピック選手の講演が重なると、講演を聞いてみたい保護者も多くいるのではないかと思った。
- アスリートとの繋がりを、限定的なものにせず、市内全体に広げていただけたらと思う。

《学校・家庭・地域の協働体制の構築》

主 管 課		文化振興課 生涯学習係	
具体的施策	番号	新・放課後子ども総合プラン事業の推進	
	2 1		
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	50,646 千円 (43,209 千円)	51,817 千円 (43,920 千円)	53,306 千円
趣旨・概要	・ 児童が放課後も適切な遊びや安全な居場所を確保できるよう、学校、家庭及び地域と連携しながら、学校の余裕教室などを活用し、「放課後子供教室」を運営する。また、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充と連携により、子供たちが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを進める。		
一 次（内部）評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	放課後子供教室の充実	令和 4 年度から小学校全校で放課後子供教室を実施。放課後に児童が安心・安全に過ごせる居場所を提供。 年間、約 1 8 5 日実施し、約 1,200 名の児童が利用した。	A
	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子供たちの安全で安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進する。 (文化振興課)		
2	一体型学童クラブ及び放課後子供教室の運営	同じ校内・敷地内にある学童クラブは併用利用が可能となっており、放課後の子供たちの居場所を確保している。 各放課後子供教室で年に 1 度イベントを開催し、その際に学童クラブ児童にも参加してもらった。	A
	学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で同一のプログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努める。 (文化振興課)		
総合評価			
A	A： 一 次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
	B： 一 次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
	C： 一 次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針			
	拡充	《説明》 児童の居場所の確保ができていることから、継続し安定した運営を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		文化振興課 生涯学習係・教育指導課 指導係		
具 体 的 施 策	番 号	家庭教育の支援		
	2 2			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	184 千円 (63 千円)		184 千円 (54 千円)	184 千円
趣旨・概要	・ 家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催する。 ・ 「レッツ・チャレンジ」などの啓発パンフレットなどを用いて、家庭教育の重要性を常に発信し、子供たちが、家庭において基本的な学習習慣、生活習慣などを身に付けることができるよう、家庭教育を支援する。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
	事業概要			
1	家庭教育講座の実施	幅広い世代を対象に、基本的な生活習慣や生活能力、社会的マナーなどの知識、技術の習得を図る。 令和 6 年度においては、①「手話体験、手話を知ろう」②「気軽に楽しむ季節の生け花」を実施し、各講座とも 6 名の参加者があった。		A
	家庭の教育力を高めるため、家庭教育に関する講座を開催する。幅広い世代を対象に、基本的な生活習慣や生活能力、社会的マナーなどの知識、技術の習得を図る。 (文化振興課)			
2	家庭教育の啓発資料の配布	「家庭における 5 つの実践」については、武蔵村山市第二次教育振興基本計画より内容に盛り込み、市全体で取り組むべき内容として全ての教職員に周知するとともに、転入教職員研修会においても配布した。また、保護者会等で活用し、各家庭の啓発を図るための説明をした。		A
	家庭教育を支援するため、「レッツ・チャレンジ」等の啓発パンフレットなどを基に、各校で作成した啓発資料を各家庭に配布する。 (教育指導課)			
総合評価				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針				
	拡 充	《 説 明 》 No.1：今後も、適切な講座を選択し、継続した運営を図る。 No.2：「家庭における 5 つの実践」啓発パンフレットの内容を活かし、教育委員会や各校で資料を作成・配布することを通して、家庭教育の啓発を図っていく。		
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課	教育指導課 指導係		
具 体 的 施 策	番 号	カリキュラム・マネジメントの推進	
	2 3		
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (当初)
	0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 学校教育全体や各教科等における指導を通して育成を目指す資質・能力を踏まえつつ、学校の教育目標や目指す子供像などを、家庭・地域と共有しながら、教育活動の質の向上を目指す。		
一 次 (内 部) 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	カリキュラム・マネジメントの推進 学校教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図る。 (教育指導課)	各校において教育課程の編成、実施、評価改善を計画的かつ組織的に進め教育の質を高め学校の特色を生かしたカリキュラムの編成に努めた。	A
総 合 評 価			
A		A : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上	
		B : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る B の 割 合 が 5 割 以 上	
		C : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る C の 割 合 が 5 割 以 上	
今 後 の 方 針			
	拡 充	≪ 説 明 ≫ No.1 : 教育に関わる様々な取組を、教育課程を中心に据えながら、組織的かつ計画的に実施し、教育活動の質の向上を図る。	
○	現 状 維 持		
	縮 小 ・ 見 直 し		
	廃 止 ・ 休 止		

主 管 課		教育総務課 学事係・教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	児童・生徒の安全確保		
	2 4			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	10,200 千円 (10,121 千円)		11,493 千円 (10,642 千円)	10,835 千円
趣旨・概要	・ 頻発する交通事故や犯罪による被害、新型コロナウイルス感染症の拡大、自然災害への脅威など、子供たちの周りには危険が多くあることから、家庭、地域ボランティア及び関係機関と連携し、児童・生徒の安全確保に努めることが重要。 ・ 地域の住民等の協力によって行う子ども安全ボランティアをサポートするなど、登下校時等における安全見守りを徹底する。 ・ 防犯対策として、防犯パトロールによる巡回や子供の見守り活動を補完する防犯カメラを運用し、児童・生徒の安全を確保する。 ・ 児童・生徒が安全にかつ安心して学校生活を送ることができるよう、学校施設の安全点検を徹底する。 ・ 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。 ・ 児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用した犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、セーフティ教室を開催する。 ・ 児童・生徒の安全確保のため、昼間在宅していることが多い家庭、商店等を子ども110番ハウスとして登録し、登下校時等の緊急時における避難場所として確保する。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	登下校時の安全見守りの推進		登下校時に小学校の通学路上に立ち、児童に対する交通安全指導を行うことで、児童の交通安全を確保することができた。 配置箇所 13箇所	A
	学童交通擁護員を交差点等の危険箇所に配置し、児童の交通擁護を行う。 (教育総務課)			
2	子ども安全ボランティア活動の推進		登下校時の見守り活動を通して、児童の安全を確保することができた。 また、子ども安全ボランティアの募集チラシを作成し、事業の周知を図った。 子ども安全ボランティア 登録者数 162人	A
	子ども安全ボランティアを募集し、子ども安全ボランティアをする方に対し横断旗や帽子等を貸与する。 (教育総務課)			
3	防犯パトロールの推進		週3回、小学校の通学路、公園等を青色防犯パトロールカーで巡回パトロールにあたった。	A
	青色防犯パトロールカーで学校周辺のパトロールを			

	行う。 (教育総務課)	(防災安全課の対応)	
4	小学校通学路防犯カメラの設置 地域の見守り活動を補完する目的で防犯カメラを設置する。 (教育総務課)	地域の見守り活動を補完し、犯罪、交通事故等の起こりにくい安心・安全な地域づくりを促進した。 また、防犯カメラを運用し児童・生徒の安全を確保した。 新設 三小2台	A
5	学校施設の安全点検の徹底 スクールサポーターによる学校施設の巡回指導を行う。 (教育総務課)	東大和警察署と連携し、スクールサポーターによる学校施設の巡回指導を実施した。	A
6	保護者・地域との連携による安全確保体制の確立 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。 (教育指導課)	大規模災害等の発生時を想定した引き渡し訓練を実施し、非常時の対応について、保護者と連携を図った安全確保体制の構築に努めた。	A
7	セーフティ教室の開催 児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催する。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催する。 (教育指導課)	各学校で年に1回、東大和警察署等と連携したセーフティ教室を実施し、交通事故防止やSNSの利用に関連した危険やトラブルを未然に防止するための安全指導を行った。	A
8	子ども110番ハウス事業の充実 「子ども110番ハウス」のポスターや「パトロール中」の用紙をPTAに配付する。 (教育総務課)	通学路周辺の民家や店舗などが緊急避難所となり、避難してきた児童を保護し、警察へ通報する協力拠点となった。 子ども110番ハウス 登録件数 551件	A
総合評価			
A		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	

今後の方針		
	拡充	《 説明 》 No.1：危険箇所に学童交通擁護員を配置し、児童の交通擁護を行う。 No.2：子ども安全ボランティアの募集チラシを活用し、市報等で事業を周知する。 No.3：防災安全課と協力を図り、青色防犯パトロールカーによる巡回パトロールを実施する。 No.4：防犯カメラを設置し、地域の見守り活動を補完する。 No.5：東大和警察署と連携し、スクールサポーターによる学校施設の巡回指導を実施する。 No.6：大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。 No.7：児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催する。 No.8：子ども110番ハウスのポスターを配布し、緊急避難所となる協力拠点を確保する。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

学校・家庭・地域の協働体制の構築に関する二次評価

- 新・放課後子ども総合プラン事業を推進していく中で、「放課後子ども教室」及び「学童クラブ」の活動内容を定期的に確認するとともに、職員や保護者の意見をもとに改善策を考えていくことが重要である。また、それぞれの活動内容や活動方針の違いについては、小学校入学前の保護者によりわかりやすく説明することが求められる。また、学校のきまりや指導方針をそれぞれの職員に十分理解させることも必要である。
- 家庭教育については、保護者アプリを効果的に活用し、学校任せではなく、保護者の教育力が重要であることを繰り返し発信していくことが求められる。
- 児童の安全確保については、予算がかかることではあるが、計画的に施設面の改修、警備員の配置など検討していったほしい。
- 「新・放課後子ども総合プラン事業」について、保護者は何かトラブル等があると学校に繋げる、助けを求めると思う。しかし、管轄が教育委員会ならば、その点は教育委員会が力を入れて周知や前面に立つ動きを取らなければならないと感じる。教育委員会として改善点を自覚されていると思うので、再度ルールの徹底等、今年度から実際に改善できるよう動き出す項目だと考える。
- 「家庭教育の支援」の「家庭における5つの実践」の更新、市内で開催されている講座等との括りの変更等、有識者会議で今の時代に合わせた内容に変更しなければならないということが判明したと思うので、今後改善されることを期待する。
- 児童・生徒の安全確保については、それなりの設備を整えようとすると資金が掛かり手が進まないと思うが、できることから始める・できていることを継続する・できていることを少しずつ広めることで継続してもらえたらと思う（セーフティ教室・東大和警察署のチラシ・保護者向けのSNS使用注意喚起等）。
- イベントの周知を紙媒体で行うのは費用もかかるため、イベント参加人数に大きな影響がないのであれば、ホームページでの周知で良いと考える。
- カリキュラム・マネジメントにおいて「学校自己評価及び学校関係者評価表」というものを数校拝見したが、学校によっては具体的な内容がなかったので、どの学校も具体的に記載すべきと考える。
- 児童・生徒の安全確保については評価できるが、十分とは言えないので、今後も検討・改善を続けていただきたい。

《教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進》

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	教職員研修・研究の充実		
	2 8			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 教職員の質の向上を図るため、夏季休業期間中を中心に校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施する。 ・ 校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図る。 ・ 教職員の能力開発や指導力の向上のため、各種教職員研修の実施教職員が相互に授業実践について協議できるよう、各中学校区で授業実践を行う「小中一貫教育の日」を設定するとともに、東京都や関係機関と連携しながら、教職員の職層に応じた研修・研究の充実を図る。 ・ 小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図る。			
一 次（内部） 評 価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事業概要			
1	指導力向上に向けた各種教職員研修の実施		令和 6 年度は職層に応じた 1 2 の研修会を設定し、教職員の指導力の向上を図ってきた。	A
	教職員の質の向上を図るため、年間を通して校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施する。また、若手教員育成研修等を計画的に実施し、教職員の指導力向上を図る。 (教育指導課)			
2	校内研修の推進		各校の実態に応じた教育課題を解決するための研究活動を行い、研究を通じて授業力の向上を図ってきた。	A
	校内全体で実施する授業研究を一層充実させ、教員同士の学び合いの場を設定し、授業力の向上を図る。 (教育指導課)			
3	「小中一貫教育の日」の実施		「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図る。	A
	毎年 1 0 月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中			

	一貫教育の充実を図る。 (教育指導課)		
4	小中学校教育研究会への支援の充実	高い専門性を有する学識経験者や指導主事を講師に招聘し、教育研究会の充実に資する取組を行ってきた。	A
	小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図る。 (教育指導課)		
総合評価			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：教職員の質の向上を図るため、年間を通して校長、副校長、主幹教諭、主任教諭、教諭等、職層に応じた教職員研修を実施する。また、若手教員育成研修等を計画的に実施し、教職員の指導力向上を図る。 No.2：引き続き教員同士の学び合いの場を設けた上、研究を通じた授業力の向上を図る。 No.3：毎年10月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図る。 No.4：小・中学校の各教育研究会において、指導・助言を行うとともに、講師を紹介するなどして、教員の教科等への専門性の向上を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具 体 的 施 策		番 号	授業改善の推進	
		2 9		
予 算 額 (決算額)		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (当初)
		0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		- 毎年度、学校ごとに策定する「授業改善推進プラン」に基づき、子供たちに分かりやすい授業づくりと授業規律の確立を目指す。 - 東京都教育委員会における特別訪問など、教科ごとに専門性の高い講師を招き、授業改善についての具体的な指導を受ける機会を設定する。		
一 次 (内 部) 評 価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価	
	事業概要			
1	授業改善推進プランの作成・活用	授業改善推進プランについては児童・生徒の日頃の学習状況から見取り作成を行い、各学校のホームページで公開した。個々の教員が授業改善推進プランを作成することを通して、児童・生徒の実態を踏まえた日々の授業改善及び個に応じた指導の充実が図られた。	A	
	国、東京都、本市の学力調査の結果及び児童・生徒の実態等に基づき、各学校において「授業改善推進プラン」を作成し、授業の質的向上を図るとともに、児童・生徒一人一人の学力向上を目指す。 (教育指導課)			
総 合 評 価				
A		A : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上		
		B : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る B の 割 合 が 5 割 以 上		
		C : 一 次 (内 部) 評 価 に お け る C の 割 合 が 5 割 以 上		
今 後 の 方 針				
	拡 充	≪ 説 明 ≫ No.1 : 引き続き諸学力調査の結果分析を通して把握した各学年の実態を踏まえ、授業改善推進プランを作成・活用することで、一人一人の児童・生徒に応じた指導の充実を図っていく。		
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課		教育総務課 教育政策係・教育指導課 指導係、教職員係		
具体的施策	番号	教員の「働き方改革」の推進		
	3 0			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	48,834 千円 (45,417 千円)		80,600 千円 (76,320 千円)	103,203 千円
趣旨・概要	・ 業務改善や ICT 化の推進、学校を支える人員体制の確保などの多様な取組を複合的に実施するなど、教員の負担軽減を図ることや、教員の長時間労働の改善に努め、教育の質の向上を図る。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	校務支援システムの活用		令和 6 年 9 月に、ダッシュボード機能や保護者連絡機能等を搭載した新たなクラウド版統合型校務支援システムを導入した。また、新システムの導入と同時に、学校外でも校務を行えるようにセキュリティ対策を講じた新たな教職員用端末を導入した。令和 7 年度中に学校外での利用について検証を進める。	A
	全校に導入している校務支援システムを活用し、校務の効率化を積極的に推進し、児童・生徒と向き合う時間、教材作成の時間等を生み出すため、適切な運用を図る。 (教育総務課)			
2	教員の「働き方改革」の推進		スクール・サポート・スタッフ、副校長補佐、エデュケーション・アシスタント（補助教員）など会計年度任用職員を配置し、学校を支える人員の確保に努めた。 また、教員の負担軽減を図るため、全中学校にデジタル採点ソフトを導入するとともに、「武蔵村山市立学校職員の在校等時間の上限に関する方針」等を周知し、各学校の「働き方改革」を促した。	A
	教員の在校時間や校務の状況を適宜把握し、その改善を図りながら、教員の「働き方改革」を推進する。 (教育指導課)			
総合評価				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針				
○	拡 充	≪ 説明 ≫ No.1：校務支援システムを搭載した端末の学校外での利用について検証を進める。 No.2：東京都教育委員会が実施する社会の力活用事業補助金を活用し、特別非常勤講師を任用することで教員の負担軽減及び教育の質的向上を図っていく。		
	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進に関する二次評価

- 教職員の質の向上のためには、研究と研修が不可欠である。先進校への教員派遣などきちんと予算を確保し行ってほしい。また、優れた教育実践をあげた教員については、教育委員会が独自に表彰したり、報告会を開いたりするのも、教員のモチベーションをあげるのに効果的であると考えます。
- 働き方改革については、教員が本来すべき職務に専念できるよう工夫していくとともに、教員のメンタル面でのフォローにより力をいれていくことが重要である。
- 「授業改善の推進」については、各学校に対応を任せ、2月に達成度合いを確認とあったが、実際に授業を受けている児童・生徒の声が教員の指導力や授業の理解度とイコールとなるのではないかと。現状は児童・生徒へのアンケートは必須とされていないとのことだが、アンケートと2月の達成度合いの確認での評価のリンクが、今後の指導力の発展に繋がると思う。
- 各学校で「授業改善推進プランのホームページ公開」を教育委員会が実施し指導しているが、公開しているかを十分確認できていないとのことだが、施策でA評価となっている点と相違するのではないかと感じる。今回の一次評価で明らかになった点であれば今後の改善点になるかと思うため、次期では改善されていることを期待する。
- 有識者会議の当日に話題となった「事務作業、教育・指導以外の業務内容」について苦手意識があることも課題だという点において、苦手意識があると動きが鈍り効率も悪くなる。課題と認識される部分であれば、教育委員会としても改善策を模索していただければと思う。
- 一人1台端末の学校外利用についてのメリットは理解できた。今後様々な方向から教職員の負担軽減策を検討していただけたらと思う。

《スポーツ・レクリエーション活動の推進》

主 管 課		ス ポ ー ツ 振 興 課 ス ポ ー ツ 振 興 係	
具 体 的 施 策	番 号	ス ポ ー ツ の 推 進	
	4 5		
予 算 額 (決 算 額)	令 和 5 年 度	令 和 6 年 度	令 和 7 年 度（ 当 初 ）
	23,799 千 円 (20,235 千 円)	27,112 千 円 (23,874 千 円)	29,884 千 円
趣 旨 ・ 概 要	・ 第二次スポーツ推進計画のもと、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進する。令和6年度は、市民参加型のイベントとして、「歩け歩け大会」「スポーツ都市宣言記念事業」「駅伝競走大会」「地区ふれあいスポレク大会」また、少年・少女を対象とした「少年野球大会」「少年・古希軟式野球チーム親善試合」「少年少女サッカー大会」「少年少女ドッジボール大会」等を開催する。		
一 次（ 内 部 ） 評 価			
NO	事 業 名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事 業 概 要		
1	第二次スポーツ推進計画の推進	第二次スポーツ推進計画に基づき、市の情勢、地域の現状や市民ニーズを的確に捉えながら、市民の主体的なスポーツ活動を推進する方向で各種イベントを計画、実施した。	A
	第二次スポーツ推進計画に基づき、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進する。 (スポーツ振興課)		
2	地域スポーツの振興	スポーツ推進委員協議会や市内4地区のスポーツ協力員連絡会等と連携し、各種スポーツイベントの企画・運営について支援した。	A
	地域でのスポーツ活動の充実と基盤形成のため、スポーツ推進委員やスポーツ協力員等との連携、協力を図り、地域スポーツの振興に努める。 (スポーツ振興課)		
3	総合型地域スポーツクラブの運営支援	平成25年2月に設立された「総合型地域スポーツクラブ よってかっしえクラブ」に対し、補助金を交付するとともに、事業の開催や運営等について助言を行うなど支援を行った。	B
	いつでも、どこでも、誰でも、いつまでも各自の興味・目的に応じてスポーツに親しめるようなスポーツ社会を実現するため、総合型地域スポーツクラブの運営を支援する。 (スポーツ振興課)		
総 合 評 価			
A		A ： 一 次（ 内 部 ） 評 価 における S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上	
		B ： 一 次（ 内 部 ） 評 価 における B の 割 合 が 5 割 以 上	
		C ： 一 次（ 内 部 ） 評 価 における C の 割 合 が 5 割 以 上	

今後の方針		
	拡充	≪説明≫ 今後も引き続き、第二次スポーツ推進計画のもと、市民のスポーツを総合的かつ計画的に推進する。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		スポーツ振興課 スポーツ振興係		
具 体 的 施 策		番 号	スポーツ施設・設備の整備	
		4 6		
予 算 額 (決算額)		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
		121,405 千円 (118,527 千円)	103,047 千円 (100,399 千円)	100,561 千円
趣旨・概要		・ 競技スポーツなどの高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めるとともに、公共施設予約システムを活用し、利用者の利便性の向上を図る。また、日常生活圏でスポーツに親しめる場や環境を確保するため、体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図る。		
一 次（内 部） 評 価				
NO	事 業 名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事 業 概 要			
1	総合運動公園の整備		高度なスポーツニーズに応えるため、指定管理者との連絡調整を密にすることにより、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努めた。	B
	競技スポーツなどの高度なスポーツニーズに応えるため、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努める。 (スポーツ振興課)			
2	総合体育館の適正な管理運営		総合体育館については、指定管理者制度を継続し、指定管理者との連絡調整を密にするとともに、モニタリングを年 2 回実施することで、施設の適正な管理運営に努めた。	A
	総合体育館について、指定管理者制度を継続し、モニタリングを実施することで、施設の適正な管理運営に努める。 (スポーツ振興課)			
3	体育施設の整備・充実		各施設の老朽化等に対応し、大南公園体育施設管理事務所トイレ改修工事等、各体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図った。	B
	体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図る。 (スポーツ振興課)			
4	校庭・屋内運動場開放の推進		小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの振興を図った。	A
	小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの推進を図るとともに、小学校校庭を在学児童の遊び場として開放する。 (スポーツ振興課)			

総合評価		
A		A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	《説明》 今後も、総合体育館を中核とした総合運動公園の機能の充実に努める。また、日常生活圏でスポーツに親しめる場や環境を確保するため、体育施設の整備・充実に努め、地域スポーツの振興を図る。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

スポーツ・レクリエーション活動の推進に関する二次評価

- スポーツ都市として様々な取組みが継続して行われているのは素晴らしい。準備等大変ではあるがぜひ今後も続けてほしい。
- スポーツ施設、設備の整備については、学校施設を含め計画的に行っていくことが重要である。予算を確保し、よりスポーツに親しむことができる環境を整えていくことが求められる。
- 有識者会議でも説明に出ていた「バーチャルスポーツ」も現代ならではのスポーツだと感じる。もしバーチャルスポーツが体験できる機会と、反響によってはバーチャルスポーツが継続して楽しめる施策があれば、新たなスポーツ分野として取り組み、武蔵村山市の特色になり得るものと感じた。また、今では多くの人が集まる大型商業施設があり、大型商業施設とのイベント連携で武蔵村山市特有のスポーツを生み出せる可能性もあると思った。
- 幼児からお年寄りまで参加できるスポーツイベントの企画は、年齢差や体力差がなくても一緒にできる競技の幅が狭いため難しいと思うが、「そのようなイベントがなく課題」と述べていたので、課題解消に向けた企画検討等に動いてもらえると、有識者会議の意味が出ると思う。“パラリンピックで設定されている種目であれば、もしかしたら幼児からお年寄りまで参加できるかも”とも感じた。
- 補助金が発生していることで月会費が抑えられていたりすると思うので、是非、所属団体はしっかりと公表して活動していただきたい。

有識者の評価のまとめ

- 武蔵村山市第三次教育振興基本計画に基づき、教育委員会の事務局が中心となって着実に取り組まれていることがわかった。

未来の武蔵村山市をつくる、児童・生徒からは「武蔵村山市に住んでいてよかった」、「武蔵村山市にはこんな学びができる」という声が、教員からは「武蔵村山市ですずっと働きたい」という声があがるようになってほしい。

そのためには、厳しい財政であるのはわかるが、教育関係の予算を少しでも多く確保し、様々なプランを実現していくことが大切だと思う。

- 一次評価の時点で、ほぼ全ての評価にAが付いていることが気になる。我々委員から「二次評価に伴う質問事項」での質問により、各担当課で質問回答を揃える中で課題が浮き彫りにされることがあるかと思う。質問を受けて確認することで、改めて“不足があった”と認識することがあると思うが、その不足を認識できたことは有識者会議の意味があったと感じられる。

しかし、課題や改善点があるにもかかわらず評価をAにするのは違和感がある。もし評価にBが付いている場合、質疑応答を通して施策と現状から評価をAにしても良いくらいの取組みが出来ていると評価されると施策の着目の仕方も変わる気がする。評価Bを付けることと評価Bを付けたことの理由を述べてもらえると、より現実味を帯びた評価判定・有識者会議になると思う。

各担当課は、毎年課題や改善点があることを自認されていると想像する。その中で評価Bと付けにくい環境があるならば、有識者の意見として今後は評価Bと付けてもらいたい。課題や改善点が見つからずに評価Aとなっているのならば、課題や改善点を見つけて評価Bを付けられなかったことを担当課として課題と思うことで、自己評価の在り方が変わるのではないか。

- 学習環境の変化が著しい昨今で、PDCAでは対応が追いついていないのが現状ではないかと思う。色々な変化を汲み取りながら迅速に対応できるよう、現場の声をどんどん取り入れられる体制が必要なように思う。

事業所管課による一次評価事業

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	人権教育の推進		
	1			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ いじめ防止対策推進条例に基づき、いじめの未然防止及び早期発見、早期解決に向けた取組を推進する。また、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進するとともに、学校・家庭・地域、関係機関と連携し、児童・生徒にいじめは絶対に許されないことを徹底して指導する。 ・ 性別、年齢、障害の有無、国籍、宗教及び価値観などは多様であることを理解し、相互に尊重する態度や行動を促すダイバーシティ教育を推進する。		
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	人権教育の推進		平成 24 年実施の「武蔵村山市立学校 生徒会・児童会 いじめ撲滅サミット」において採択された「いじめ撲滅宣言」を基に、児童・生徒自らがいじめを根絶していくための自治的活動を、生徒会・児童会が中心となり、全小・中学校で取り組んでいる。また、若手教員育成研修などの機会を捉え、児童・生徒に対する人権教育が適正に行われるよう、教職員の人権感覚を養っている。	A
	学校・家庭・地域、関係機関の連携の下に、児童・生徒に、いじめは絶対に許されないことを徹底して指導するとともに、あらゆる偏見や差別をなくすため、全ての教育活動を通して人権教育を推進する。 (教育指導課)			
2	人権教育全体計画の作成		全ての小・中学校において、毎年、人権教育全体計画及び年間指導計画を作成し、それに基づいた人権教育を全ての教育活動を通して実施している。また、より充実をさせていくため、人権教育推進委員会を年 5 回実施し、東京都教育委員会作成の「人権教育プログラム」及びDVDの具体的活用方法や、授業実践の情報交換等を行い、同全体計画及び年間指導計画の内容を不断に見直す機会を設け、充実を図っている。	A
	児童・生徒が自分の人権のみならず、他人の人権についても正しく理解し、自分の大切さとともに他の人の大切さが認められるよう、全ての小・中学校において人権教育全体計画を作成する。 (教育指導課)			
3	ダイバーシティ教育の推進		多様性を認めることの重要性を理解し、児童・生徒がさらに活躍できるようダイバーシティ教育を推進している。	A
	多様性を認め、児童・生徒一人一人が、性差や人種、障害等にとらわれず活躍できる教育を推進する。 (教育指導課)			

総合評価		
A		A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	≪説明≫ No.1 : 道徳教育をはじめとする小・中学校9年間の教育活動全般を通して、意図的・計画的・継続的にいじめ撲滅に向けての取組及び指導を推進していく。また、同様に全ての教育活動を通して人権教育を推進していく。 No.2 : 引き続き、計画内容を不断に見直す機会を設け、更なる充実を図る。 No.3 : 引き続き、ダイバーシティ教育を推進していく。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係		
具 体 的 施 策	番 号	道徳教育の充実		
	2			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年 度		令和 6 年 度	令和 7 年 度 (当初)
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	- 学校・家庭及び地域がそれぞれの役割を発揮し、相互の緊密な連携の下、地域ぐるみで、児童・生徒一人一人を見守り、育てる環境を整備するとともに、様々な学校教育活動を通し、心の教育の充実を図る。 - 毎年度「道徳授業地区公開講座」を実施し、家庭や地域と連携して子供たちの豊かな心を育むとともに、道徳教育の一層の充実を図る。 - 学習指導要領の改訂や義務教育における道徳の教科化を踏まえ、各学校における「特別の教科 道徳」（以下「道徳科」という。）を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育成する。			
一 次 (内 部) 評 価				
NO	事 業 名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評 価
	事 業 概 要			
1	道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実	各学校における道徳の時間を要とした道徳教育を充実していくため、平成24年度から令和元年度まで、各学校の道徳教育推進教師を対象とした「道徳教育推進委員会」を年3回設定し、道徳教育推進教師の資質向上に係る研修や、具体的な取組についての情報交換を行ってきた。また、平成25年度から令和元年度まで、道徳教育推進委員会において授業実践を通じた研究協議を行い、道徳の時間の在り方についても、小中連携で進めている。 「道徳授業地区公開講座」については、各学校で全学級の道徳の時間の授業を実施し、教員、保護者、地域の方々等が連携して子供たちの豊かな心を育むための機会として、意見交換会を実施したところである。		A
	小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにする。 (教育指導課)			
2	各教科等における道徳教育の推進	小学校では平成30年度から、中学校では令和元年度から「特別の教科 道徳」として教科化され、授業を要とする道徳教育を各校で推進する中で、道徳教育推進委員会で各校		A
	各学校における道徳科を道徳教育の要の時間と位置付け、各教科等における道			

	徳教育との密接な関連を図りながら、計画的、発展的に道徳的価値や人間としての生き方について自覚を深められるようにするとともに、道徳的実践力を育成する。 (教育指導課)	の情報共有及び連携を進め、道徳教育推進教師のスキルアップを図ってきた。道徳の教科化により、令和２年度で推進委員会は中止とした。令和６年度はこれまでの取り組みを活かして道徳授業を推進した。	
総合評価			
A	A：一次（内部）評価におけるＳ及びＡの割合が５割以上		
	B：一次（内部）評価におけるＢの割合が５割以上		
	C：一次（内部）評価におけるＣの割合が５割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.１：子供たちの豊かな心を育むため、引き続き意見交換会等の機会を設けていく。 No.２：各校の情報共有及び連携を進めつつ道徳的実践力を育成していく。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策		番号	体験・鑑賞活動の充実	
		3		
予 算 額 (決算額)		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
		6,037 千円 (5,918 千円)	6,418 千円 (6,210 千円)	6,132 千円
趣旨・概要		- 地域の自然や歴史、文化などに直接触れる郷土学習や福祉の心を育てるボランティア活動に参加させるとともに、小学校での「水田学習」や「移動教室」、中学校での「職場体験」や「修学旅行」などを通し、子供たちの発達段階に応じた体験活動の充実を図る。 - 豊かな心や感性を育むために、子供たちの「音楽鑑賞・芸術鑑賞」の充実を図る。		
一 次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	小学校での水田学習の実施		水田を活用した自然体験・勤労体験・児童の健全育成を水田学習により実施した。	A
	野山北公園の水田を活用し、体験学習の一環として、市内全小学校5年生による水田学習を実施する。 (教育指導課)			
2	小学校での移動教室の実施		令和6年6月に市内各小学校において、2泊3日の日光移動教室を実施した。	A
	集団での宿泊体験を通して、より良い人間関係を築くとともに、思いやりの心や諦めない気持ちを育むため、市内全小学校6年生による日光移動教室を実施する。 (教育指導課)			
3	小・中学校での生産体験の実施		学校農園又は近隣の農園等を活用してさつまいもやじゃがいも等の野菜を栽培する生産活動を行った。	A
	小・中学校において、学校農園や近隣の農園等を活用して、生産活動を行う。 (教育指導課)			
4	中学校での移動教室・修学旅行の実施		令和6年10月に市内各中学校において、第3学年を対象とした2泊3日の修学旅行（京都・奈良）を実施した。また、令和7年1月及び2月に第1学年を対象としたスキー教室を実施した。	A
	自然との関わりを深めるとともに、最後まで努力する態度を育むため、市内全中学校でスキー教室及び修学旅行を実施する。 (教育指導課)			

5	音楽鑑賞・芸術鑑賞の実施	東京都交響楽団を市民会館に招き、令和6年11月に市内小学校第6学年の児童が音楽鑑賞をした。	A
	日頃、接することの少ないオーケストラの生演奏及び演劇の舞台を鑑賞し、豊かな心情を育てるとともに、鑑賞態度を学ぶために、小学校において音楽鑑賞・芸術鑑賞を実施する。 (教育指導課)		
総合評価			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：市内全小学校5年生による水田学習を実施する。 No.2：市内全小学校において日光移動教室を実施する。 No.3：市内全小・中学校において生産体験活動を実施する。 No.4：中学校第3学年を対象とした修学旅行及び第1学年を対象としたスキー移動教室を実施する。 No.5：小学校第6学年を対象とした音楽鑑賞教室を実施する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	体力向上策の推進		
	6			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 児童・生徒一人一人の体力の向上及び健康の保持増進を図るため、学校・家庭及び地域が連携した体力向上策を推進する。 ・ 東京都教育委員会と連携し、体力テストを実施し、「体力向上全体計画」を作成するとともに、体育授業の改善に役立てる。 ・ 各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図る。		
一 次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	東京都統一体力テストの実施・分析		全校 1 学期中に体力テストを実施し、自校の体力課題を把握するとともに、結果を分析し、授業改善推進プランを作成している。また、次年度の自校の体力向上の取組に反映することとした。	A
	東京都教育委員会と連携し、体力テストを実施することにより、児童・生徒の体力の実態を把握し、実態に応じた「体力向上全体計画」を作成するとともに、体育授業の改善に役立てる。 (教育指導課)			
2	体力向上に向けた指導法の工夫・改善		各小・中学校で作成した体力向上全体計画を基に、体力向上及び健康の保持増進に係る取組を推進した。また、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育むための体育及び保健体育の授業改善に努めた。	A
	各校の「体力向上全体計画」を踏まえ、体力の向上及び健康の保持増進を図るため、体育の時間内で運動量を増やすなど、指導法の工夫・改善を図る。 (教育指導課)			
総合評価				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		

今後の方針		
	拡充	《 説明 》 No.1：東京都教育委員会と連携した体力テストを実施し、市全体及び各学校の体力の変化を経年で分析し、それぞれの取組の成果と課題を検証するとともに、今後の体力向上に向けた取組に資する分析を行っていく。 No.2：各小・中学校の体力向上全体計画を踏まえた取組、体育及び保健体育における指導法の一層の充実を図るとともに、保護者への啓発を継続していく。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係・学校給食課		
具体的施策	番号	食育の充実		
	7			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	651,327 千円 (294,967 千円)		4,249,575 千円 (3,943,681 千円)	0 千円
趣旨・概要	「健やかプラン（第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画）」を踏まえ、学校、家庭及び地域等と連携し、食育を推進する。 - 各学校では、「食に関する指導全体計画」に基づき、食育リーダー及び食育推進チームを中心とした指導体制を一層充実するとともに、食品ロスの削減に向けた取組や、望ましい食習慣など健康的な生活習慣の形成を促進する。 - 老朽化した学校給食センターに代わる施設として、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「（仮称）防災食育センター」を整備する。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	「健やかプラン」の推進		生涯にわたって健康で生き生きとした生活を送ることを目指し、児童一人一人が望ましい食生活の基礎・基本と食習慣を身に付け、食事を通じて自らの健康管理ができることを目指した食に関する全体指導計画を市内全校が作成し、計画に基づく食育指導を行った。	A
	健やかプラン（第三次健康増進計画・第三次食育推進計画・第二次母子保健計画）を踏まえ、各学校で食育リーダーを選任し、食に関する指導全体計画を作成し、家庭へ情報発信を行うほか、学校給食を通じて食育を推進します。 （教育指導課）			
2	（仮称）防災食育センターの整備		令和 4 年度から着工した施設整備工事（建築・電気設備・機械設備・厨房設備）が令和 7 年 1 月 3 1 日に竣工。	A
	令和 4 年度～令和 6 年度の施設整備工事の施工及び備品の購入等必要な調整を図る。 （学校給食課）			
総合評価				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		

今後の方針		
	拡充	《 説明 》 No.1：食に関する指導全体計画を作成し、家庭へ情報発信を行うほか、学校給食を通じて食育を推進するため現状維持。 No.2：施設整備工事竣工のため廃止。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
○	廃止・休止	

主 管 課		教育総務課 学事係・教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	心と身体の健康管理の充実		
	8			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	34,349 千円 (32,907 千円)		35,146 千円 (33,765 千円)	37,413 千円
趣旨・概要	・ 学校生活に必要な健康の保持増進を目的として、学校保健安全法に基づく定期健康診断や健康相談を実施するとともに、保健室の利用環境の向上などにより、児童・生徒の健康管理の充実を図る。 ・ 各学校において、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるように保健指導を充実を図る。 ・ 児童・生徒の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、スクールカウンセラーによる全員面接を実施し、児童・生徒が相談しやすい環境を整備することにより、悩みや不安について早期に対応し、心の健康管理の充実を図る。 ・ 「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を推進し、学齢期の歯と口の健康づくりに努める。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価	
	事業概要			
1	定期健康診断・就学時健康診断の実施	学校保健安全法に基づく定期健康診断を実施し、児童・生徒の健康管理の充実を図った。 また、発達障害の早期発見に繋げられるよう就学時健康診断で知能検査を実施し、学校長等への相談体制を整備した。	A	
	児童・生徒の心と身体の健康管理のため、定期健康診断を行うとともに、発達障害の早期発見にも留意した就学時健康診断を実施する。 (教育総務課)			
2	保健指導の充実	感染症や虫歯の予防等について学校掲示物の掲示や便りの発行、保健や保健体育科保健分野の授業を通じて、児童・生徒が正しい知識を身に付け、実践できるよう保健指導を行った。	A	
	各学校において、保健指導を充実させ、病気の予防やけがの応急手当などについて、正しい知識を身に付けられるようにする。 (教育指導課)			
3	心の健康管理の充実	各学校にスクールカウンセラーを1名配置（第五中学校のみ2名）し、相談体制を整備するとともに、小学5年生及び中学1年生を対象としてスクールカウンセラーによる全員面接を実施した。	A	
	各学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整備するとともに、小学5年生及び中学1年生を対象としてスクールカウンセラーによる全員面接を実施するなど、教育相談を充実させます。 (教育指導課)			

4	「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」の推進	令和6年度から令和10年度を計画期間とする、新たな第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランを策定し、未就学児の保護者に対する啓発活動を行った。	A
	「第三次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を踏まえ、学齢期の歯と口の健康づくりを推進する。 (教育総務課)		
総合評価			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：児童・生徒の心と身体の健康管理のため、定期健康診断を行うとともに、発達障害の早期発見にも留意した就学時健康診断を実施する。 No.2：病気の予防やけがの応急手当などについて、児童・生徒が正しい知識を身に付けられるように保健指導の充実を図る。 No.3：引き続き、各学校にスクールカウンセラーを配置し、相談体制を整備する等、教育相談の充実を図る。 No.4：「第四次学齢期における歯の健康づくり推進プラン」を踏まえ、学齢期の歯と口の健康づくりを推進する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係・教育総務課 学事係		
具 体 的 施 策	番 号	安全教育の充実		
	9			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	- 新型コロナウイルス感染症などの感染症の学校における感染及びその拡大のリスクを可能な限り低減した上で、学校運営を継続していく必要があるため、学校における感染症対策などの衛生管理に努める。 - 児童・生徒が自分で自分の身を守れるようにするため、各校の安全指導計画や自然災害を含めた避難訓練実施計画等に基づき、家庭や地域との連携により、生活安全、災害安全及び交通安全の3領域について、計画的な指導を行う。 - 大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制の確立に努める。 - 非行や犯罪から身を守るためのセーフティ教室の実施や地域安全マップの作成、交通安全意識の向上等を目的としたスクアード・ストレイト教育技法による交通安全教室など、地域や関係機関と連携した安全教育の充実に努めるとともに、登下校時における防犯ブザーの携行、スクールガード・リーダーによる巡回指導などを推進する。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	学校における衛生管理の充実		児童・生徒が健康で安全な生活を送れるよう、学級活動等において基本的な感染症予防の正しい知識の普及を行った。	A
	日常生活における健康観察や衛生管理を充実させ、児童・生徒が健康で安全な生活を送れるようにするとともに、感染症への正しい知識の普及と予防対策を実施する。 (教育指導課)			
2	学校安全計画の作成と安全指導の充実		各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるよう指導した。	A
	各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想定により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるようする。 (教育指導課)			

3	避難訓練の実施	各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育成した。	A
	各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育む。 (教育指導課)		
4	保護者・地域との連携による安全確保体制の確立	大規模災害等の発生時を想定した引き渡し訓練を実施し、非常時の対応について、保護者と連携を図った安全確保体制の構築に努めた。	A
	大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。 (教育指導課)		
5	セーフティ教室の開催	各学校で年に1回、東大和警察署等と連携したセーフティ教室を実施し、交通事故防止やSNSの利用に関連した危険やトラブルを未然に防止するための安全指導を行った。	A
	児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催する。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスケアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催する。 (教育指導課)		
6	小学生による地域安全マップの作成	小学校6校で都が作成した「地域安全マップづくり作成指導マニュアル」に基づき、地域安全マップを作成した。	A
	児童が生活安全・災害安全・交通安全の様々な視点から、危険な場所・安全な場所を自分で判断し、危険を回避するための力を身に付けられるようにするため、市内全小学校において、地域安全マップを作成する。 (教育指導課)		
7	スクールガード・リーダーによる学校安全巡回指導	令和5年度より東大和警察署との連携によりスクールサポーターが学校安全の巡回指導を実施し、安全に関する学校の取組への助言等を行った。	A
	児童・生徒を犯罪から守るため、スクールガード・リーダーが学校・通学路等		

	の巡回、学校や児童・生徒、PTA及び地域の学校安全ボランティアへの指導、安全に関する学校の取組への助言等を行う。 (教育総務課)		
8	交通安全教室・自転車安全教室の実施	各学校で年に1回、東大和警察署等と連携したセーフティ教室を実施し、交通事故防止やSNSの利用に関連した危険やトラブルを未然に防止するための安全指導を行った。	A
	東大和警察署との連携により、市内全小学校において、交通安全教室や自転車安全教室を実施し、交通安全への意識を高めさせるとともに、自転車運転免許証を発行して、交通ルールを遵守する指導の徹底を図る。 (教育指導課)		
総合評価			
A		A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：児童・生徒が健康で安全な生活を送れるようにするため正しい知識を身に付けられるようにする。 No.2：各学校において、安全指導計画を作成するとともに、月1回実施する安全指導日等を通して、様々な想により生活安全・災害安全・交通安全の3領域について計画的に指導し、児童・生徒が自分の身を自分で守れるようにする。 No.3：各学校において、様々な想定に基づいた避難訓練を毎月1回実施し、児童・生徒が避難経路や避難方法を確実に学べるようにするとともに、自分や他者の安全を守ろうとする態度を育む。 No.4：大規模災害等の発生時に、保護者・地域との連携により、児童・生徒の安全確保ができる体制を確立する。 No.5：児童・生徒が、交通事故や不審者、SNSなどを利用しての犯罪、薬物乱用など、様々な危険に巻き込まれないよう、学校・家庭・地域・関係機関が連携し、セーフティ教室を開催します。また、交通事故防止の意識を高めるため、主に中学生向けにスクアード・ストレイト教育技法による交通安全教室を開催する。 No.6：児童が生活安全・災害安全・交通安全の様々な視	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

		点から、危険な場所・安全な場所を自分で判断し、危険を回避するための力を身に付けられるようにするため、市内全小学校において、地域安全マップを作成する。 No.7：引き続き、スクールサポーターによる学校安全巡回指導を実施する。 No.8：東大和警察署との連携により、市内全小学校において、交通安全教室や自転車安全教室を実施し、交通安全への意識を高めさせるとともに、自転車運転免許証を発行して、交通ルールを遵守する指導の徹底を図る。
--	--	--

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	G I G Aスクール構想の推進		
	1 0			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	・ 文部科学省が提唱する「G I G Aスクール構想」の実現のために整備した、1 人 1 台端末や高速大容量の通信ネットワークを最大限に活用し、多様な子供たち一人一人に個別最適化された学びを提供し、資質・能力を一層確実に育成できる環境整備と、効果的な学習指導に努める。			
	・ 1 人 1 台端末の活用にあたっては、日常の学習活動や生活の中で活用していくとともに、教員に対する研修を行ったり、学校間での情報共有を行ったりするなど、効果的な活用に努める。			
	・ 学習指導要領において、プログラミング教育を推進することは、「コンピュータを理解し上手に活用していく力を身に付けることは、あらゆる活動においてコンピュータ等を活用することが求められる子供たちにとって極めて重要」とされていることから、1 人 1 台端末に整備されたアプリケーションを活用することはもとより、様々な教科等で指導するなど、プログラミング教育の充実を図る。			
	・ 情報モラル及び情報リテラシー教育の徹底により、インターネットなどの正しい利用方法の指導を行うとともに、インターネット活用に関連する多種多様な危険や犯罪に巻き込まれないよう、情報教育の充実を図る。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	小・中学校コンピュータ等の活用の推進		各校において、1 人 1 台端末の授業における様々な場面での活用や、持ち帰っての課題への取り組みを通じて、児童・生徒の情報活用能力を育成してきた。	A
	急速に進展する情報化社会において、コンピュータ等を利用した学習を通じ、児童・生徒に情報活用の基本的ルールを習得させるとともに、主体的に情報を収集・選択し、活用する能力を身に付けさせる。 (教育指導課)			
2	プログラミング教育の充実		各小学校において作成したプログラミング教育年間指導計画に基づき、各教科において1 人 1 台端末を活用する等して、物事を順序立てて論理的に考える力の育成を図った。	A
	1 人 1 台端末によるソフトの活用や、プログラミング教材を用いるとともに、様々な教科においてプログラミング的思考を育む。 (教育指導課)			

3	情報モラル及び情報リテラシー教育の充実	各学校においてＳＮＳ東京ノート等を活用し情報モラルを含む情報活用能力の育成を図った。	A
	コンピュータや図書館を利用した学習を通して、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル及び情報リテラシーについての指導を推進する。 （教育指導課）		
総合評価			
A	A：一次（内部）評価におけるＳ及びＡの割合が５割以上		
	B：一次（内部）評価におけるＢの割合が５割以上		
	C：一次（内部）評価におけるＣの割合が５割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：引き続き、１人１台端末を利用した学習を通じ、児童・生徒に情報活用の基本的ルールを習得させるとともに、主体的に情報を収集・選択し、活用する能力を身に付けさせる。 No.2：１人１台端末によるソフトの活用や、プログラミング教材を用いるとともに、様々な教科においてプログラミング的思考を育む。 No.3：引き続き、児童・生徒の情報活用能力を育成するとともに、情報モラル及び情報リテラシーについて、ＳＮＳ東京ノート等を活用し情報モラルを含む情報活用能力の育成を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具 体 的 施 策	番 号	国際理解教育の充実		
	1 1			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	41,323 千円 (36,562 千円)		43,499 千円 (37,402 千円)	45,080 千円
趣旨・概要	- 外国の言語や文化について理解を深め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するため、中学校における A L T（外国語指導助手）などの活用について一層の推進を図る。 - 外国語によるコミュニケーションにおける見方・考え方を働かせ、外国語による聞くこと、話すことの言語活動を通して、コミュニケーションを図る素地となる資質・能力を育成する外国語活動の充実を図る。 - 小学校においては、学習指導要領の趣旨を踏まえ、「武蔵村山市立小学校英語活動モデルカリキュラム」に基づいた指導や、A L T や英語活動支援員などを活用し、コミュニケーション能力の素地を養う指導の充実を図る。 - 帰国子女や外国籍の児童については、日本社会の生活に速やかに適応できるよう、日本語指導及び生活指導の充実を図る。 - 児童・生徒が様々な国の人々や文化に触れることができるように、国際姉妹校との連携による交流活動や、民間団体の国際交流活動との連携に努める。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	A L T（外国語指導助手）の派遣・配置		A L T は、各中学校に 1 名ずつ、計 5 名を配置している。 中学校においては、英語科教員の助手としてティーム・ティーチングを通してコミュニケーション能力の向上を図っている。 小学校においては、週 1 ～ 2 日の派遣の中で、主に外国語活動の助手、さらには国際理解教育の促進に寄与している。	A
	外国語（英語）教育及び外国語活動（英語活動）の充実を図るとともに、国際理解教育を一層推進するため、「語学指導等を行う外国青年招致事業（J E T プログラム）」により、各小・中学校に A L T（外国語指導助手）を派遣・配置する。 (教育指導課)			
2	小学校英語活動支援員の配置		令和 6 年度は英語活動支援員を各小学校に計 8 名を配置している。 児童が積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度の育成を補助し、英語の音声や基本的な表現に慣れ親しませながら、コミュニケーション能力の素地を養っている。	A
	小学校における外国語活動（英語活動）を通して、コミュニケーションへの興味・関心を高め、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成するた			

	め、各小学校に英語活動支援員を配置する。 (教育指導課)		
3	帰国子女等指導助手の配置 帰国子女や外国籍の児童が、学校生活に適應できるよう、小中一貫校村山学園小学部の「日本語学級」に、帰国子女等指導助手を配置し、日本語指導等を行う。 (教育指導課)	小中一貫校村山学園に設置されている日本語学級に、帰国子女等指導助手を配置し、担任の助手として、帰国子女等に日本語を習得させるための指導・助言を行うとともに、日本の正しい生活習慣を身に付けさせるための指導・助言を行った。	A
4	国際姉妹校・国際交流活動との連携 国際姉妹校との連携による交流活動や、民間団体の国際交流活動との連携を通して、児童・生徒が様々な国の人々や文化に触れることができるようにする。 (教育指導課)	第九小学校とトーマス・ジェファソン小学校が国際姉妹校としてつながりを有している。また、雷塚小学校が台湾の小学校とのオンラインでの国際交流を実施した。	A
総合評価			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：引き続き、ALTの派遣・配置を実施し、全小・中学校において、児童・生徒への個に応じたきめ細やかな外国語指導を通して、学習意欲の向上や学力の向上を図るためのティーム・ティーチング等による指導を充実させていく。 No.2：令和2年度から、小学校外国語科及び外国語活動の全面実施を開始した。全小学校において、児童への個に応じたきめ細やかな英語指導を通して、学習意欲の向上や学力の向上を図るためにティーム・ティーチング等による指導を充実させていく。 No.3：引き続き、帰国子女等指導助手の配置を実施し、帰国子女等への個に応じたきめ細やかな日本語指導等を通して、社会生活に速やかに適應するための指導を充実させていく。 No.4：引き続き、第九小学校とマクドナルドインターナショナルスクールとの交流・ホームステイ等の実施をはじめ、各校における国際交流活動による連携に努める。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	日本の伝統・文化教育の充実		
	1 2			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 国際社会で活躍する日本人の育成を図るため、児童・生徒の発達の段階を踏まえ、各教科等を通じて、日本の伝統や文化、東京都や本市の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図る。 ・ 我が国や郷土を愛し、伝統や文化を継承・発展させようとするとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を育む教育を推進する。 ・ 体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む。 ・ 郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育む。		
一 次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	各教科等における日本の伝統・文化教育の推進		社会科等を中心に教育活動全体を通じて、我が国の歴史や文化を学ぶとともに、特別の教科道徳や特別活動等の学習を通じて、文化を継承しようとする気持ちを醸成してきた。	A
	教育基本法、学校教育法、学習指導要領等の趣旨を踏まえ、各教科等において、日本の伝統・文化教育を推進し、児童・生徒が我が国の歴史や文化を継承していこうとする気持ちをもてるようにする。 (教育指導課)			
2	体験活動を通じた日本の伝統・文化教育の推進		餅つき、菊づくり、絵手紙づくり、箏（そう）演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育んできた。	A
	餅つき、相撲、菊づくり、絵手紙づくり、箏（そう）演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む教育を推進する。 (教育指導課)			
3	地域との連携による伝統・文化教育の推進		小学校において村山大島紬作り体験や茶摘み体験を実施する等、郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、伝統や文化を継承しようとする態度を育んできた。	A
	地域の人材との連携により、村山大島紬やお茶、蚕、うどんなど、郷土の特			

	色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育む。 (教育指導課)		
総合評価			
A	A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	《説明》 No.1：各教科等において、日本の伝統・文化教育を推進し、児童・生徒が我が国の歴史や文化を継承していこうとする気持ちを持てるようにする。 No.2：餅つき、絵手紙づくり、箏（そう）演奏などの体験活動を通し、日本の伝統や文化及び地域の歴史と風土について学ぶ機会の充実を図り、伝統や文化を継承する態度を育む教育を推進する。 No.3：郷土の特色を教材化した授業づくりを推進し、郷土武蔵村山市を愛する心や、伝統や文化を継承しようとする態度を育む。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係	
具体的施策	番号	キャリア教育の充実	
	1 3		
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	3,521 千円 (3,136 千円)	3,521 千円 (2,875 千円)	3,521 千円
趣旨・概要	・ 小中一貫教育の視点を踏まえ、児童・生徒が自らの生き方を考え、自らのキャリア形成のために必要な様々な基礎的・汎用的能力を育成するため、「キャリア教育全体計画」に基づき、地域や企業と連携した計画的・組織的なキャリア教育・進路指導を推進する。 ・ 中学校では職場体験を引き続き実施し、働くことの意義について生徒の理解を深める。 ・ 教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進する。 ・ 小学校から高等学校までのキャリア教育に関わる諸活動について、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できるよう工夫された個人評価ツール「キャリア・パスポート」を活用し、児童・生徒が主体的に学びに向かう力を育み、自己実現を図っていくことができるよう取り組む。 ・ 学校が「キャリア・パスポート」を効果的に活用し、キャリア教育の充実を図るために、進路指導主任会等において、好事例の紹介をするとともに、校内推進体制の把握に努め、工夫・改善のための指導を行う。		
一 次（内部） 評 価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進	各校においてキャリア教育に関わる全体計画に基づき、人間関係形成力やキャリアプランニング能力等の基礎的・汎用的能力の育成に努め、望ましい勤労観を育んできた。	A
	各学校において「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、児童・生徒が将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観を育む。 (教育指導課)		
2	中学校での職場体験活動の実施	令和 6 年度は市内全中学校の第 2 学年において、3 日程度の職場体験を実施した。受入先については、学区域の店舗だけでなく、市の公共施設やイオンモールなどにも依頼をしている。	A
	市内全中学校において、2 年生による職場体験活動を行い、働くことの意義や勤労観・職業観を育むとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成す		

	る。 (教育指導課)		
3	教育ボランティアの活用	全小・中学校に教育ボランティアを派遣し、授業等を含めた様々な場面において活用した。令和6年度は、市内全小・中学校に延べ2,396日の教育ボランティアを派遣した。授業等において個に応じた指導を充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着が図られた。	A
	教育活動に地域の人材を活用し、地域に根差した教育や、世代間交流を促進し、児童・生徒が自らの生き方を考えられる機会を確保する。 (教育指導課)		
4	キャリア・パスポートの活用	各校において特別活動や総合的な学習の時間を中心として、各教科等と往還し、自らの学習状況やキャリア形成を見通したり、振り返ったりしながら成長を自己評価できるように活動の記録等をキャリア・パスポートに保管した。	A
	行事等で体験したことや、将来に向けて自らが考えたことなどを、「キャリア・パスポート」に保管し、振り返ることができるようにする。進学時には、次の校種へ確実に引き継ぎ、キャリア形成を推進する。 (教育指導課)		
総合評価			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	《説明》 No.1：各学校において「キャリア教育全体計画」に基づき、計画的にキャリア教育を推進し、児童・生徒が将来への夢をもてるようにするとともに、望ましい勤労観を育む。 No.2：市内全中学校において、2年生による職場体験活動を行い、働くことの意義や勤労観・職業観を育むとともに、主体的に進路を選択できる能力や態度を育成する。 No.3：地域人材等を活用し、個に応じた指導を一層充実させ、児童・生徒の基礎的・基本的な知識・技能の定着及びそれらを活用した思考力・判断力・表現力の育成を図る。 No.4：行事等で体験したことや、将来に向けて自らが考えたことなどを、「キャリア・パスポート」に保管し、振り返ることができるようにする。進学時には、次の校種へ確実に引き継ぎ、キャリア形成を推進する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 教育支援係		
具体的施策	番号	特別支援教育の充実		
	1 4			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度（当初）	
	45,240 千円 (33,596 千円)	59,216 千円 (35,169 千円)	61,807 千円	
趣旨・概要	・ 特別な教育支援や発達支援が必要な児童・生徒一人一人に適切な支援を行うため、第五次特別支援教育推進計画に基づき、市立学校の特別支援教育の一層の推進を図る。			
一次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
	事業概要			
1	第五次特別支援教育推進計画の推進	小学校特別支援学級開設準備委員会を年 3 回開催し、所掌事項の検討、知的障害及び自閉症・情緒障害両方の特別支援学級を開設すること等を決定し、市民周知を図り準備を進めて令和 7 年 4 月 1 日に第十小学校に開設する。		A
	重点事業である西部地区小学校知的障害及び自閉症・情緒障害特別支援学級を令和 7 年 4 月に開設する。 （教育指導課）			
2	介助員・特別支援教育支援員の配置	介助員 1 4 名、特別支援教育支援員 9 名を配置した。 また、年度当初に専門家による研修会を実施し、介助員・支援員の役割等基礎的な内容から特別支援教育について理解促進に努めた。		A
	特別な支援を必要とする障害のある児童・生徒を支援するため、必要に応じて配置する。 （教育指導課）			
3	巡回相談員の配置	令和 6 年度の巡回相談件数は 1 3 件であった。巡回相談を実施した児童・生徒等については、特別支援教育専門委員会において報告し、当該児童・生徒の特性や指導上の留意点等についての意見交換を通じ、共通理解を深め、指導内容の充実を図っている。 市教委が指定する学校同士の巡回相談を実施しているものの、特別支援教育支援員の配置に係る行動観察を計画的に行うことができたことにより、最小回数で巡回相談を実施した結果、件数が減ったと考えられる。		A
	各学校からの要請に応じ、巡回相談員が小・中学校を巡回し、児童・生徒一人一人のニーズを把握し、必要とする支援の内容・方法などについて、担任やコーディネーター、保護者等に適切な助言を行う。 （教育指導課）			
4	特別支援教育研修の充実	発達障害に対する理解と支援を推進するため、「特別支援教育講演会」を、都立羽村特別支援学校及び東大和市教育委員会と連携し開催した。		A
	特別支援教育研修会を実施し、各校の特別支援教育コーディネーターを中心に、各校の実態に応じた研修会を計画的に実施する。			

	(教育指導課)		
5	就学支援シートの作成・活用	令和4年度より就学支援シートの記入方法を記述式のみならず、チェック式との併用方式に変更し、チェック項目を就学時に簡易に比較できる項目とした。 令和6年度に電子申請の導入によるDX推進を行い、保護者及び学校の負担軽減を図ったものの、負担軽減につながらない部分もあった。	B
	保育園・幼稚園等の様子を小学校等に引継ぎ、学校生活を豊かで適切なものとしてくため、活用を推進する。 (教育指導課)		
6	学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用	①「学校生活支援シート」を作成して、個別の教育支援を行っている児童・生徒数（特別支援学級・通級指導学級・特別支援教室） 作成率 100.0% ②通常の学級に在籍している小・中学生のうち、「個別指導計画」を作成して、個別の指導や支援を行っている児童・生徒の割合 作成率 6.49%	A
	障害のある児童・生徒一人一人のニーズを把握し、学齢期において一貫して的確な支援を行うため、学校生活支援シートを作成するとともに、それに基づいた個別指導計画を作成・活用する。また、続く学年、学校に引き継ぎ、適切な支援を行う。 (教育指導課)		
7	交流及び共同学習の推進	障害の有無に関わらず、共に支え合って生きようとする態度を育むため、交流及び共同学習を推進した。	A
	特別支援学級に在籍する児童・生徒と、通常の学級に在籍する児童・生徒との交流及び共同学習を推進し、障害の有無に関わらず、共に支え合って生きようとする態度を育む。 (教育指導課)		
8	個別学習室における個別指導の推進	個別学習室や図書室といった施設も活用しつつ、対象の児童へ社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行い、集団への適応を進めた。	A
	集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、自校における個別学習室等で社会性や人との関わり方を身に付ける指導を行い、全ての児童・生徒の集団への適応を図る。 (教育指導課)		
9	通級指導学級における指導の充実	通級指導学級において社会性や人との関わり方を中心に指導を行い、全児童・生徒の集団への適応を図るよう取り組んだ。	A
	集団での指導だけでは十分に適応できない児童・生徒に対して、通級指導学級において社会性や人との関わり方を身に付ける指導を		

	行うことを通して、全ての児童・生徒の集団への適応を図る。 (教育指導課)		
10	地域や特別支援学級との交流の推進	校外学習をはじめとする様々な機会の活用により、地域との連携の充実を図った。	A
	学校・地域行事等の様々な相互交流を通して、地域との連携の充実を図る。 (教育指導課)		
総合評価			
A	A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	《説明》 No.1：備品等の購入に必要な令和6年度12月（5号）補正予算による執行を完了し、令和7年4月1日から第十小学校特別支援学級を開設できた。今後、現場の実態に即した整備・充実化を進める検討を行う。 No.5：就学支援シートの記入及び提出について、令和6年度試行的な電子申請の導入によるDX推進が負担軽減につながらない部分もあった。以後運用を再検討する。 上記2項目以外についても、規模の拡大の有無に関わらず、充実化を目指す。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 教育支援係		
具体的施策	番号	不登校への対応・適応指導の充実		
	1 5			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	10,074 千円 (7,309 千円)		22,047 千円 (16,132 千円)	18,793 千円
趣旨・概要	・ 児童・生徒及び保護者の悩みや課題にきめ細かく対応していくため、適応指導教室や教育相談室の充実化を図り、教育相談室、スクールカウンセラー、福祉及び医療機関等の関係機関と連携しながら、児童・生徒の状況や地域の実情に合った柔軟な取組を実現し、学校のみでの対応が困難な事例等に対応する。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	適応指導教室の充実		適応指導教室に通室する児童・生徒の多様な課題に対応した指導や支援を行うため、学習指導、室外学習及び相談対応等を通じ、学校復帰及び社会的自立に向けた支援を行った。 また、適応指導教室機能強化補助事業を実施し、適応指導教室にも通室していない児童・生徒の家庭に学習・登校支援員を派遣し、通室や登校に向け、状況に応じた教育環境の整備に当たった。	A
	不登校や不登校傾向にある児童・生徒の学校復帰支援に向けて、一人一人の課題にきめ細かく対応するため、適応指導教室の充実を図る。 (教育指導課)			
2	スクールカウンセラーの配置		不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止、改善及び解決並びに学校内の教育相談体制等の充実を図ることを目的として全校へスクールカウンセラーを配置している。	A
	不登校やいじめ、暴力等の問題を未然に防止するとともに、学校生活や友人関係などに関する心理的相談を通して、学校への適応を図るため、スクールカウンセラーを配置する。 (教育指導課)			
3	スクールソーシャルワーカーの派遣		いじめ、不登校、暴力行為、児童虐待など、問題を抱える児童・生徒に支援を行うスクールソーシャルワーカーが学校を巡回し、社会福祉等の専門的な知識や技術を用いて、児童・生徒が置かれた様々な環境に働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりして、学校だけでは対応が困難な事例などに対応した。 巡回学校数 小学校 9 校 中学校 5 校	A
	学校だけでは解決が困難な事例等に対して、社会福祉等の専門的な知識・技術を生かして児童・生徒や保護者の相談に応じて、他の関係機関との連携を推進するためにスクールソーシャルワーカーを学校に派遣し、問題の解決を図る。 (教育指導課)			

4	「不登校カルテ」の作成と情報連携	「不登校カルテ」に基づく情報連携を図ることにより、児童・生徒の学校復帰を支援した。	A
	不登校等の児童・生徒一人一人に対する適切な支援を実現するため、各学校において「不登校カルテ」を作成し、学校と教育委員会との情報連携により、学校復帰支援を図る。 (教育指導課)		
総合評価			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	《説明》 令和6年度からNo.3のスクールソーシャルワーカーを4名に増員し、巡回型で運用しており、適応指導教室に通室する児童・生徒の支援及びスクールソーシャルワーカーの派遣を活用し、不登校児童・生徒への支援を強化する。 また、それに伴い、令和6年度を以て適応指導教室機能強化補助事業を廃止する。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 教育支援係		
具体的施策	番号	学校における教育相談体制の整備		
	1 6			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	46,902 千円 (34,537 千円)		66,951 千円 (48,819 千円)	65,344 千円
趣旨・概要	・ 不登校児童・生徒等への対応を図るため、教育相談研修を実施するとともに、全ての教職員による校内教育相談体制を整備し、組織的教育相談体制を確立する。また、教育相談室に専任相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩み等についての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談を行う。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	教育相談体制の充実		教育相談室に教育特別相談員及び就学相談員を配置し、集団への適応や人間関係の悩み等についての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談等を行った。	A
	教育相談室に教育特別相談員及び就学相談員を配置し、集団への不適応や人間関係の悩み等についての相談体制を充実するとともに、障害のある児童・生徒の就学相談等を行う。 (教育指導課)			
2	学校教育相談体制の確立		学校の管理職が参加する連絡会等の機会において、教育相談に係る情報共有を図ることにより、各校における組織的な教育相談体制の確立を図り、児童・生徒・保護者への対応にあたった。	A
	全ての教員が、児童・生徒や保護者に対して教育相談を行うことができるよう、各学校において、組織的な教育相談体制を確立する。 (教育指導課)			
3	教育相談研修会の実施		教育相談研修会を実施することにより、教員の教育相談に関わる知識・技能を高めた。	A
	教員の教育相談に関する知識・技能を高め、児童・生徒とより良い人間関係を構築できるようにするとともに、児童・生徒や保護者の心理的相談に対応できるようにするため、教育相談研修会を実施する。 (教育指導課)			

総合評価		
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	≪説明≫ 引き続き、学校における教育相談体制の充実につなげるため、教育相談体制の充実を図り、教育相談研修を実施していく。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策		番号	コミュニティ・スクールの充実	
		1 8		
予 算 額 (決算額)		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (当初)
		0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		- 保護者や地域住民などが学校運営協議会を通じて、一定の権限と責任をもって学校運営に参画するコミュニティ・スクール（学校運営協議会制度）等を充実させ、学校・家庭及び地域等が連携して、共に児童・生徒を育てるという視点に立った学校づくりを一層推進する。 - 学校評議員及び学校関係者評価委員会は、学校運営協議会がその機能を併せ持つ組織として運営していく。		
一 次（内 部） 評 価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価	
	事業概要			
1	コミュニティ・スクールの充実	定期的に開催される学校運営協議会において、地域と学校との積極的な情報交換が行われている。学校運営協議会主催の行事等も発案・企画されるなど、地域とともに教育活動が展開されている。また、学校評価に委員の意見を反映させることで、次年度への取組に向けて改善を図ることができている。	A	
	コミュニティ・スクールとしての特色を生かした学校運営を推進し、中学校区を中心に、地域と学校が連携した児童・生徒の育成を一層充実させる。 (教育指導課)			
総 合 評 価				
A		A : 一 次（内 部） 評 価 における S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上		
		B : 一 次（内 部） 評 価 における B の 割 合 が 5 割 以 上		
		C : 一 次（内 部） 評 価 における C の 割 合 が 5 割 以 上		
今 後 の 方 針				
	拡 充	《 説 明 》 No.1 : 引き続き、コミュニティ・スクールを実施し、地域に開かれた学校運営を目指す。また、学校運営協議会の発案による、新たな教育施策の推進も図る。		
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	学校公開等の実施		
	19			
予算額 (決算額)	令和5年度		令和6年度	令和7年度（当初）
	0千円 （0千円）		0千円 （0千円）	0千円
趣旨・概要		・ 保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校における学校公開を実施し、児童・生徒の学習状況などを公開する。 ・ 学校だよりや学校ホームページなどを活用し、各学校の学校経営方針や教育活動などを保護者及び地域に積極的に公開・公表する。 ・ 小・中学校における道徳科の時間の充実を図るとともに、道徳授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育む。		
一次（内部）評価				
NO	事業名		取組状況及び具体成果等	評価
	事業概要			
1	学校公開等の実施		各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信するため、学校公開を各校で実施した。	A
	保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校で学校公開を実施する。また、各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信していく。 （教育指導課）			
2	保護者・地域への授業公開		ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、各校において工夫して授業公開を実施した。	A
	各学校の実態に合わせて、定期的に保護者・地域への授業公開を行う。また、ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、工夫して実施する。 （教育指導課）			
3	道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実		各学校において道徳授業地区公開講座を実施し、保護者及び地域に特別の教科 道徳の授業を参観いただいた。また、授業後は参観された保護者等を交えた意見交換会を実施した。	A
	小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにする。 （教育指導課）			

総合評価		
A		A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	《説明》 No.1 : 保護者や地域とともに、より良い学校づくりを推進するため、市内全小・中学校で学校公開を実施する。また、各学校の学校経営方針や教育活動などの情報を広く保護者・地域等に発信する。 No.2 : 各学校の実態に合わせて、定期的に保護者・地域への授業公開を行う。また、ゲストティーチャーを招いての授業を土曜日に実施するなど、工夫して実施する。 No.3 : 小・中学校における道徳科の充実を図るとともに、道徳科の授業を保護者及び地域に公開することにより、家庭、学校及び地域社会が連携して子供たちの豊かな心を育めるようにする。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育総務課 教育政策係		
具体的施策		番号	広報の充実	
		20		
予 算 額 (決算額)		令和5年度	令和6年度	令和7年度(当初)
		0千円 (0千円)	0千円 (0千円)	0千円
趣旨・概要		- 学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々に分かりやすく発信するため、学校ホームページの充実に努める。 - 学校だよりや一斉配信メールにより、各校の教育情報を迅速・的確に発信する。		
一 次 (内 部) 評 価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価	
	事業概要			
1	学校ホームページの充実	学校ホームページや学校からのX(ツイッター)等を活用することにより、学校で行われている行事や日常について周知を図ることができ、保護者や地域の方々に学校に関するタイムリーな情報を発信することができた。	A	
	学校行事などのタイムリーな話題をはじめ、特色ある様々な学校の情報を、保護者、地域の方々に分かりやすく発信するため、学校ホームページの充実に図る。 (教育総務課)			
2	一斉配信メールの実施	学校から家庭に速やかに連絡できるよう連絡体制を敷いている。	A	
	教育情報を迅速かつ的確に家庭へ提供し、学校と家庭の円滑な連絡体制を構築する。 (教育総務課)			
総合評価				
A		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針				
	拡充	< 説明 > 引き続き学校の出来事について広く周知を図るとともに、学校と家庭との連絡体制の充実に図る。		
○	現状維持			
	縮小・見直し			
	廃止・休止			

主 管 課		教育指導課 指導係		
具 体 的 施 策	番 号	小中一貫教育・小中連携教育の推進		
	2 5			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要	- 本市では、「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」の3つの型の小中一貫教育を推進し、本市の子供を自立した一人の人間にすることを目的に「知的能力」、「対人関係力」、「自己制御力」の3つを柱とした「人間力」の育成を目指す。 - 小中一貫教育検証委員会による検証結果では、小中一貫教育の成果については、「児童・生徒の主体性の伸長」、「他者意識、相手を思いやる気持ちの醸成」、「生活指導上の課題の減少」、「キャリア教育の充実」、「児童・生徒の不安の軽減」、「小・中学校教員の連携・信頼関係の構築」などが挙げられ、課題については、「小中一貫教育の広報と市民の理解」、「小中一貫教育の立地条件等による限界」、「学力の向上」などが挙げられる。 - 今後も育成に当たっては、「確かな学力の定着」、「豊かな心の育成」、「志をもって取り組む態度の育成」、「中1ギャップ支援」、「教師力の向上」の5つのプロジェクトの下、中学校区ごとに取組を推進する。 - 各中学校区で研究してきた小中一貫教育の取組を計画的に実施し、児童・生徒へのきめ細やかな支援と本市の地域特性に適した小中一貫教育・小中連携教育を推進する。 - 小中一貫教育・小中連携教育推進の象徴ともいえる、「小中一貫教育の日」では、校区ごとに実態に即したテーマを設定し、小・中学校の教員が、「目指す児童・生徒像」の実現に向けた研究や研修を積み重ね、児童・生徒の人間力育成の確実な実現に努める。 - 市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図る。 - 校種間の円滑な接続を図るため、幼稚園、保育所、小学校及び中学校の連携を推進する。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	各中学校区における小中一貫教育・小中連携教育の推進		各中学校区において小中一貫教育カリキュラムを基に研究を進めてきた。各校の校内研究授業を公開しあったり、合同の協議会を設けたりして、中学校区で目指す児童・生徒像を共有して、各校の教育課程を編成した。	A
	各中学校区で研究してきた小中一貫教育の取組を計画的に実施し、小中一貫教育・小中連携教育を推進する。 (教育指導課)			

2	「小中一貫教育の日」の実施	「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図った。	A
	毎年10月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図る。 (教育指導課)		
3	市民・保護者等に対する小中一貫教育の周知・啓発	「村山学園 手づくりの小中一貫教育」(平成24年1月)、「小中一貫校村山学園検証委員会報告書」(平成25年6月)、「小中一貫教育検証委員会報告書」(令和2年3月)等をとおして、検証された成果と課題を踏まえ、各中学校区で教育活動を推進するとともに、その取組をホームページ、X(旧ツイッター)、配布物等で発信してきた。	B
	市民、保護者等に小中一貫教育について理解を深めてもらうため、その内容について周知、啓発を図る。 (教育指導課)		
4	幼保小中連携の推進	年度末等に幼稚園等から小学校、小学校から中学校への円滑な接続を図ることを目的とした情報交換、教員の交流等を行い、幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応課題に正対して取り組んだ。	A
	幼稚園、保育所、小学校及び中学校の交流、情報の交換、教員の交流等を通じて幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応の課題を解決する。 (教育指導課)		
総合評価			
A		A：一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1：小中一貫教育の日を設定し、各中学校区での合同研究を継続していく。学校区ごとに共通理解事項をまとめて、教育課程の編成に生かしていく。 No.2：毎年10月に「小中一貫教育の日」を設定し、各校区で授業を公開し合い、授業の計画・展開・評価の在り方等について協議できるようにするとともに、小中一貫教育の充実を図る。 No.3：「施設一体型」、「施設隣接型」、「施設分離型」を基本にした小中一貫教育が、将来においても通用するような指導体制や人的体制を整備する	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

		とともに、市民意識の醸成と向上を図っていきたい。 No.4：幼稚園、保育所、小学校及び中学校の交流、情報の交換、教員の交流等を通じて幼児・児童・生徒の実態や指導の在り方について連携を図り、小学校・中学校での学習や生活への適応の課題を解決する。
--	--	---

主 管 課		教育指導課 指導係		
具体的施策	番号	一 校 一 研 究 の 推 進		
	2 6			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	20,885 千円 (20,308 千円)		27,089 千円 (22,474 千円)	24,565 千円
趣旨・概要		・ 子供たちが、授業や全ての教育活動の中で、学びの意義を理解し、学びの楽しさを実感できるようにするとともに、教職員の質の向上及び学校全体の質の向上を目指すため、国、東京都又は市などの指定校、推進校又は奨励校等の指定を受け、校内研究を通して特色ある学校づくりを一層推進する。		
一 次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	校内研究の推進		全ての小・中学校において、文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会等の指定・奨励等を複数受け、特色ある学校づくりに向けた充実した校内研究に取り組んできた。人権教育の推進、食育、言語能力の向上、報機器活用等、各学校における教育課題の解決に向けた取組を充実させ、各学校での研究発表会又は教育研究発表会において、全ての小・中学校における取組を市内全校に向けて発信をし、その成果を還元している。 児童・生徒に主体的に学ぶ意欲や確かな学力を身に付けさせるとともに、豊かな心、健やかな体を武蔵村山市全体で育む取組となっている。	A
	文部科学省、東京都教育委員会、武蔵村山市教育委員会等の指定校・推進校・奨励校等による校内研究を支援し、特色ある学校づくりを一層推進する。 (教育指導課)			
総合評価				
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上		
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上		
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針				
	拡充		≪説明≫ NO.1：引き続き、文部科学省・東京都教育委員会・武蔵村山市教育委員会等の指定校・推進校・奨励校等による校内研究を支援し、特色ある学校づくりを推進する。	
○	現状維持			
	縮小・見直し			
	廃止・休止			

主 管 課		教育指導課 指導係	
具体的施策	番号	部活動等の充実	
	2 7		
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	17,852 千円 (15,570 千円)	17,833 千円 (14,845 千円)	17,129 千円
趣旨・概要	・ 中学校の部活動を充実させるため、生徒の部活動加入を促進するとともに、中学校部活動に地域の方を外部指導員として派遣し、部活動の活性化を図る。 ・ 運動部部活動のうち、中学校 1 校につき 1 団体に専門性の高い外部指導員を派遣し、技術面や戦術面の支援を行い、部活動の活性化及び強化を図るとともに、教員の異動によって部活動の継続性が損なわれないよう調整に努める。 ・ 全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費の補助を行うなど、保護者の負担を軽減する。		
一次（内部）評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	中学校における生徒の部活動加入の促進	生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるよう市内中学校 5 校で計 6 0 以上の部活動を運営してきた。 活動を通じて一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるような部活動運営に努めてきた。	A
	各中学校において、生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるようにするとともに、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにする。 (教育指導課)		
2	部活動外部指導員の派遣	全中学校に令和 6 年度は 6 0 名の部活動外部指導員を派遣し、部活動の一層の活性化を図った。	A
	中学校に部活動外部指導員を派遣し、部活動の一層の活性化を図る。 (教育指導課)		
3	部活動支援事業の実施	全中学校に部活動外部指導員を派遣し、部活動の活動内容に応じた技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図ることができた。	A
	市内全中学校の運動部部活動のうち、1 校につき 1 団体に外部指導員を派遣し、技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図ることを目的に実施する。 (教育指導課)		
4	全国・関東大会出場時の支援	令和 6 年度においては、関東大会が 2 件、東日本大会 1 件の利用があった。特に宿泊を伴うケースでは負担額も大きくなるため、この取組みにより保護者の負担軽減を図るこ	A
	全国・関東大会出場時の交通費・宿泊費等の補助を行い、保護者の負担を軽減		

	する。 (教育指導課)	とができている。	
総合評価			
A	A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
	C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ No.1 : 各中学校において、生徒一人一人の特性を生かして部活動に加入できるようにするとともに、一つのことを諦めずに継続して行うことや、仲間と協力して成し遂げることの喜びを体験できるようにする。 No.2 : 引き続き全中学校へ、幅広く部活動の支援員を配置し、部活動のさらなる活性化を図る。 No.3 : 引き続き全中学校へ、部活動の活動内容に応じた技能面や戦術面の支援を行い、部活動の強化を図る。 No.4 : 保護者の負担軽減を図ることを通じて、部活動のさらなる活性化を図る。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育指導課 指導係、教職員係		
具体的施策	番号	人材育成の推進		
	3 1			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 教職員の質・能力を向上させるため、東京都教員人材育成基本方針及びOJTガイドラインを踏まえ、OJT実施体制、実施方法などを確立し、各校において、校内研修を中心に、日常的な職務を通しての人材育成を推進する。 ・ 学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図るとともに、将来の教育管理職候補者の育成を行う。 ・ 法定研修以外に、トレーナースタディ（7年次）、リーダースタディ（9年次）、管理職向け研修を実施し、市全体として計画的な人材育成を推進する。 ・ OJTの推進に当たっては、自己申告及び業績評価による人事考課制度を活用し、成果と課題について検証するとともに、必要な改善を行い、次の計画に反映していく。		
一 次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	OJTの推進		各学校において日常的な職務を通してのOJTを推進学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決を図ってきた。	A
	学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決のため、各学校において日常的な職務を通してのOJTを推進する。 (教育指導課)			
2	主幹教諭及び主任教諭の育成・活用		「輝け！未来の管理職候補者研修」を通じて、主幹教諭及び主任教諭の資質・能力を育成し、学校の組織的な課題解決能力の向上を図ってきた。	A
	学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図る。また、将来の教育管理職候補者の育成を行う。 (教育指導課)			
3	人事考課制度を活用した人材育成の推進		校長ヒアリング等を通して、各教員のキャリアプラン等を把握するとともに、各種選考を受験する教員の掘り起こしを行った。 また、各学校においては、人事考課制度を活用し、キャリアプランを形成させ、それに基づき指導育成を行った。	A
	自己申告、業績評価による人事考課制度を活用し、個々の教員の資質向上・能力開発に役立てる。 (教育指導課)			

総合評価		
A		A : 一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上
		B : 一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上
		C : 一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上
今後の方針		
	拡充	《 説明 》 No.1 : 学校全体の教育力の向上及び組織的な課題解決のため、各学校において日常的な職務を通しての O J T を推進する。 No.2 : 学校の組織的な課題解決能力の向上を目指し、主幹教諭及び主任教諭を育成し、学校マネジメントの強化を図るとともに、将来の教育管理職候補者の育成を行う。 No.3 : 引き続き教員のキャリアプラン等を把握するとともに、各種選考を受験する教員の掘り起こしを行っていく。また、各学校においては、キャリアプランを形成させ、それに基づき指導育成を行っていく。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育指導課 指導係、教職員係		
具 体 的 施 策	番 号	学校評価の充実		
	3 2			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	0 千円 (0 千円)		0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		- 各学校では、教育目標の達成に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、進行管理を徹底し、学校全体でその具現化を図る。 - 学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かすとともに、評価結果等については、広く保護者等に公表する。 - 学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるため、学校運営協議会を活用するとともに、評価結果を公表し、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進する。 - 教育活動が組織的かつ機能的に行われるよう、校長、副校長、主幹教諭及び主任教諭による組織マネジメントの強化を図るとともに、P D C Aサイクルを確立し、教育活動の改善に取り組む。		
一 次（内部） 評 価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価	
	事業概要			
1	学校経営方針の作成・推進	各学校において、教育目標の達成及び特色ある学校づくりの推進を図るために、校長は学校経営方針を作成し、その具現化に向けて短期的・中期的・長期的目標に基づいた学校経営を実施してきた。また、学校運営協議会で出された意見や学校評価の結果を踏まえ、年間を通して経営方針の内容の見直しを図りながら、地域に根差した特色ある学校づくりを推進してきた。	A	
	各学校における教育目標の達成及び特色ある学校づくりの推進に向け、校長の学校経営方針を一層明確にするとともに、学校経営方針に基づいた進行管理表を作成し、学校全体でその具現化を図る。 (教育指導課)			
2	学校評価による経営改善の推進	全ての小・中学校において、教育活動及びその他の学校運営の状況について自己評価及び学校関係者評価を行い、家庭学習の定着や読書活動の充実等、課題となった項目に対して次年度の教育課程編成に具体的に反映をさせた。また、評価結果については、各小・中学校のホームページに掲載するとともに、学校だより等において広く公表をした。	A	
	学校の教育活動その他の学校運営の状況について評価を行い、その結果を学校運営の改善に生かす。また、評価結果等については、広く保護者等に公表する。 (教育指導課)			
3	学校運営協議会の活用	全ての小・中学校において、教育活動及びその他の学校運営の状況について自己評価結果の共有を図り、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進すること	A	
	学校運営の改善に向け、学校運営協議会を活用し、学校が行う自己評価の客観性・透明性を高めるととも			

	に、評価結果を公表することにより、学校・家庭及び地域の共通理解を深め、相互の連携を一層促進する。 (教育指導課)	ができた。	
4	P D C A サイクルの徹底	中期的・長期的視点からは、学校運営協議会での意見や学校評価の結果を踏まえ、年度の教育活動を評価し、次年度の教育課程の編成に生かし、各学校の教育目標の実現に生かしてきた。 短期的視点からは、全体計画及び年間指導計画に基づく毎日の授業において、児童・生徒の実態やクラスの状況を踏まえながら学習活動・生徒指導の在り方を適宜見直しながら、教育目標の実現を図ってきた。	A
	学校評価を踏まえた P D C A サイクルを徹底し、教職員、児童・生徒、保護者及び地域が学校教育目標の達成に向けて関わりを深めながら教育活動の改善に取り組む。 (教育指導課)		
総合評価			
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上	
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上	
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上	
今後の方針			
	拡充	《説明》 No.1：引き続き各学校において、具体的な学校経営方針を作成し、短期的・中期的・長期的目標に基づいた学校経営を実施するとともに、学校運営協議会や学校評価における地域等の意見を十分に踏まえ、地域に根差した特色ある学校づくりを推進していく。 No.2：引き続き学校内外からの学校評価を通して、各学校において、必要とされる教育機能を適切に果たし、地域に根差した特色ある教育活動が行えているか等について、客観的・総合的に分析し、教育活動全般の改善を図っていく。 No.3：引き続き学校内外からの学校評価を通して、学校・家庭及び地域の相互の一層の連携を図る。 No.4：短期的・中期的・長期的な視点からの P D C A サイクルを徹底し、学校評価を踏まえ、保護者及び地域との連携を図りながら、全教職員が、学校教育目標の達成に向けた教育活動の改善に引き続き取り組んでいく。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育総務課 教育施設維持係、教育施設整備係・教育総務課 教育政策係		
具体的施策	番号	学校施設・設備の整備		
	3 3			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	578,547 千円 (575,238 千円)		530,319 千円 (421,135 千円)	575,234 千円
趣旨・概要	- 児童・生徒の安全確保や災害時の避難場所としての機能を高めるため、学校施設・設備の改修整備を計画的に行い、教育環境の向上を図る。 - 大規模災害発生時に児童・生徒等を学校施設内に待機させるなどの措置を講じて安全確保をする必要があることから、待機時に必要な水や食料等を備蓄する。			
一 次（内 部） 評 価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	学校施設長寿命化計画に基づく施設整備		日常の維持管理、点検は専門技術者による法定点検（建築基準法第 12 条に基づく点検）と施設管理者による点検を効果的に併用しながら行った。	A
	学校施設を長く健全に使用するため、点検により劣化状況を的確に把握し、予防保全を行います。 (教育総務課)			
2	学校施設（校舎・体育館、プール等）・整備の改修		（実施設計）第二小学校及び第三中学校屋内運動場トイレ改修工事に伴う実施設計委託 (工事) 第一小学校屋内運動場トイレ改修工事、第三小学校東校舎・屋内運動場トイレ改修工事ほか	B
	学校施設の改修等を計画的に行い、教育環境の向上を図ります。 (教育総務課)			
3	校庭芝生の活用		芝生整備後、各学校で芝生維持管理組織（グリーン・サポーター）を構築し維持管理業者等の指導を受けながら、芝刈り作業、散水、備品の整備等を行い、適切な芝生の維持管理に努めている。	A
	情操教育、環境教育、体力向上等の視点から、芝生を有効に活用した教育活動を推進します。 (教育総務課)			
4	災害対策用備蓄物資の備蓄		アルファ米及び飲料水を備蓄しており、計画的に入替を行っている。令和 6 年度は消費期限を迎える備蓄物資はなく、入替は行っていないが、令和 7～9 年度にかけて消費期限を迎える備蓄物資が発生するため、入替を行う。	A
	大規模災害発生時に児童・生徒等を学校施設内に待機させるなどの措置を講じて安全確保をする必要があるため、災害対策用の物資を備蓄する。 (教育総務課)			

総合評価		
A		A : 一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
		B : 一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
		C : 一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
	拡充	《説明》 第三中学校太陽光発電設置工事については、5回不調となったため計画の見直しを行ったが、その他の各事業については、概ね問題なく完了したことから今後も現状維持で事業に取り組みたい。 引き続き、計画的に備蓄物資の入替を行い、大規模災害に備える。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		教育総務課 教育政策係		
具 体 的 施 策	番 号	教育機器・教材の整備		
	3 4			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	5,385 千円 (4,279 千円)		53,522 千円 (53,507 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 学習指導要領に基づき、教育内容、指導方法の多様化に対応した適切な学習環境を確保することから、授業などで使用する教育機器、教材等の整備を行う。		
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	教育機器・機材等の整備		令和 5 年度に実施したネットワークアセスメントの結果を踏まえ、令和 6 年度はインターネット回線やネットワーク機器の変更、マイクロセグメンテーション等を実施し、ネットワーク環境の改善を図った。その結果、市内小・中学校全校において、文部科学省が推奨するネットワーク帯域以上の帯域を実現した。	A
	児童生徒が安定したネットワーク環境の下、ICTを活用した学習を行えるよう、ネットワーク環境の再構築を行う。 (教育総務課)			
総合評価				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針				
	拡 充		≪ 説 明 ≫ 引き続き、教育内容、指導方法の多様化に対応した適切な学習環境の整備に努める。	
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課		教育総務課 教育政策係		
具 体 的 施 策	番 号	学校 I C T 環 境 の 整 備		
	3 5			
予 算 額 (決 算 額)	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度（当初）
	42,302 千円 （ 30,294 千円）		186,782 千円 （ 177,256 千円）	112,494 千円
趣 旨 ・ 概 要	・ G I G A スクール構想に係る一人 1 台端末などの教育用コンピュータなどの教育情報機器やネットワーク環境を計画的に整備し、I C T を活用した分かる授業を通じて児童・生徒の学習課題への興味・関心を高め、学習内容のより深い理解を促す。 ・ インターネットを介した児童・生徒との個別のやり取りや、端末を活用した学級内での意見集約など、授業における指導スキルを向上させるだけではなく、学校での校務における活用スキルの向上にも努める。 ・ 教員が児童・生徒一人一人と向き合う時間を確保するとともに、情報の共有化、校務の効率化、セキュリティの強化等を図るため、校務支援システムの適切な運用を図る。			
一 次（内部）評価				
NO	事 業 名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評 価
	事 業 概 要			
1	教育用及び児童・生徒用コンピュータの整備	令和 2 年度末に整備した端末は経年劣化等により故障が頻発しており、今後も安定的に G I G A スクール構想を実施するため、令和 7 年度末に端末の更新を行う。更新に当たっては、端末調達に係る事務負担の軽減やスケールメリットによるコストの低減等を目的として、複数の自治体が一つの仕様書に基づいて同様の製品を調達する共同調達という手法により行うこととした。 令和 6 年度は東京都が設置した共同調達会議にて共通の仕様書を作成し、プロポーザル方式により端末の導入業者を決定した。		A
	G I G A スクール構想に係る児童・生徒一人 1 台タブレット端末の更新に向けて準備を進める。 （教育総務課）			
2	校務用コンピュータの整備	令和 6 年度は、令和 5 年度にプロポーザル方式により選定した端末導入業者と契約を行い、令和 6 年 9 月に校務用コンピュータの更新を行った。端末には、新たな校務支援システム及び児童・生徒の指導のためのソフトウェア類を導入し、1 台で校務と指導を行えるようにした。また、ゼロトラストの考え方に基づいたセキュリティ対策を講じ、学校外でも校務が行えるような環境を整備した。		A
	更なる校務の効率化や教職員の負担軽減を図るため、校務だけでなく、児童・生徒への指導のための機能も兼ね備えた新たな校務用コンピュータへの更新を行う。 （教育総務課）			

3	校務支援システムの活用	令和6年9月に、ダッシュボード機能や保護者連絡機能等を搭載した新たなクラウド版統合型校務支援システムを導入した。また、新システムの導入と同時に、学校外でも校務を行えるようにセキュリティ対策を講じた新たな教職員用端末を導入した。令和7年度中に学校外での利用について検証を進める。	A
	全校に導入している校務支援システムを活用し、校務の効率化を積極的に推進し、児童・生徒と向き合う時間、教材作成の時間等を生み出すため、適切な運用を図る。 (教育総務課教育政策係)		
4	デジタル教科書の活用	小中学校の英語と算数・数学において児童・生徒用のデジタル教科書を段階的な導入・活用が進んでいる。より効果的な活用方法の検討や、教師用デジタル教科書等の教材の整備を図っていくことが課題である。	A
	デジタル教科書実証モデル事業を通して、成果と課題を分析し、効果的な活用の在り方を検討していく。 (教育指導課)		
総合評価			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
○	拡充	≪説明≫ 令和7年度は児童・生徒一人1台端末の更新に向けて、端末に導入する教育用ソフト等の選定及びソフト類の設定作業を担う業者の選定を進める。	
	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		教育総務課 学事係		
具 体 的 施 策		番 号	学校規模適正化の推進	
		3 6		
予 算 額 (決算額)		令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度 (当初)
		0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		- 児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、通学環境や地域の実情などを考慮しながら、学校の適正配置を進めるとともに、各学校の児童・生徒数の推移などに注視しながら、学校規模の適正化を図る。 - 児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、国における学級編成の標準の引下げを受け、小学校全学年で35人の学級編成を進める。		
一 次 (内 部) 評 価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価	
	事業概要			
1	学校規模等適正化基本方針の改定	国等の動向を踏まえ、学校規模等適正化基本方針を改定する必要があるか検討した。	B	
	児童・生徒により良い学習環境を提供するため、国等の今後の動向を踏まえ、学校規模等適正化基本方針を改定する。 (教育総務課)			
2	少人数学級編成への対応	令和7年度より東京都の基準に基づき小学校全学年で35人の学級編制を実施した。	A	
	児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、各学校の少人数学級編成への対応を図る。 (教育総務課)			
総 合 評 価				
B		A : 一次 (内 部) 評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B : 一次 (内 部) 評価における B の割合が 5 割以上		
		C : 一次 (内 部) 評価における C の割合が 5 割以上		
今 後 の 方 針				
	拡 充	≪ 説 明 ≫ No.1 : 児童・生徒により良い学習環境を提供するため、国等の今後の動向を踏まえ、学校規模等適正化基本方針を改定する。 No.2 : 児童・生徒一人一人の実態に応じたきめ細やかな指導に向けて、各学校の少人数学級編成への対応を図る。		
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課		教育総務課 学事係		
具体的施策	番号	通学区域と中学校学校選択制の推進		
	3 7			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	61 千円 （ 49 千円）		50 千円 （ 40 千円）	49 千円
趣旨・概要	・ 教育活動の効果を高めるため、通学環境や地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討する。 ・ 教育を受ける側のニーズを尊重するとともに、特色ある学校づくりを推進するため、引き続き中学校学校選択制を実施する。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	通学区域の再編		学校規模等適正化検討委員会を開催し、小中学校の学校規模を適正化できるよう検討した。	B
	地域の实情を考慮し、通学区域の再編を検討する。 （教育総務課）			
2	中学校学校選択制の実施		保護者の意向に配慮するとともに、特色ある学校づくりを推進するため学校選択制を実施した。	A
	中学校による学校選択制を実施する。 （教育総務課）			
総合評価				
B		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針				
	拡充		《 説明 》 No.1：学校規模等適正化検討委員会を開催し、地域の实情を考慮し、通学区域の再編を検討する。 No.2：保護者の意向に配慮するとともに、特色ある学校づくりを推進するため学校選択制を実施する。	
○	現状維持			
	縮小・見直し			
	廃止・休止			

主 管 課		学校給食課		
具体的施策	番号	学校給食の充実		
	3 8			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	※地場食材購入額 10, 274 千円		※地場食材購入額 8, 423 千円	※地場食材購入額 — 千円
趣旨・概要		・ 学校給食に地場食材を積極的に取り入れる。また、児童・生徒に身近な教材である学校給食を通して、食料の生産・流通や地域の食文化及び適正な食生活の理解を深める。 ・ 学校給食費の収納率の向上により、給食費会計の公平化・公正化を図る。		
一 次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	学校給食の充実		地元農業者の協力を得て、地元産の野菜・果物等 2 3 品目、26,754.1 kg（児童・生徒 1 人当たり 4.81 kg）を学校給食で使用する。	A
	地元農業者の協力を得て、地元産の野菜・果物等を学校給食で使用する。（学校給食課）			
2	学校給食の充実		地域の食文化や適正な食生活の理解を深めるため、行事食を実施するとともに、毎月の予定献立表において、食に関する情報提供を行った。	A
	毎月の予定献立表を活用した食に関する情報の提供、旬の食材の使用や行事食・郷土食献立の実施など、学校給食を生きた教材として活用した食育を推進した。（学校給食課）			
3	学校給食費会計の公平化・公正化		学校給食費未納者へ「未納のお知らせ」を配布した。また、年度当初に徴収強化対策として、各学校へ未納者一覧を送付し、家庭訪問、電話催告等について依頼した。	B
	学校給食費の負担の公平化・公正化を図る（学校給食課）			
総合評価				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針				
	拡充		≪説明≫ 地元農業者の協力を得ながら、地元産の野菜・果物等の使用品目数を充実させる。 また、引き続き、学校給食を生きた教材として活用した食育を推進する。	
○	現状維持			
	縮小・見直し			
	廃止・休止			

主 管 課		学校給食課		
具 体 的 施 策	番 号	（仮称）防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託		
	3 9			
予 算 額 （決算額）	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	651,327 千円 （294,967 千円）		4,250,775 千円 （3,944,836 千円）	
趣旨・概要		・ 「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食などを行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供などを行う「（仮称）防災食育センター」を整備し、併せて小学校学校給食調理等業務を民間に委託する。		
一 次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	防災食育センター整備事業		令和 4 年度から着工した施設整備工事（建築・電気設備・機械設備・厨房設備）が令和 7 年 1 月 3 1 日に竣工。	A
	令和 4 年度～令和 6 年度の施設整備工事の施工及び備品の購入等必要な調整を図る。 （学校給食課）			
2	小学校給食の民間委託		優先交渉事業者との委託契約を締結した。	A
	昨年度実施したプロポーザルで決定した優先交渉事業者との委託契約を締結する。 （学校給食課）			
総合評価				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針				
	拡 充	≪ 説明 ≫ 整備事業及び小学校給食調理業務の民間委託化完了。		
	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
○	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課		教育総務課 学事係		
具 体 的 施 策	番 号	経済的支援の実施		
	4 0			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	73,134 千円 (56,231 千円)		81,463 千円 (71,690 千円)	74,307 千円
趣旨・概要		・ 義務教育を受ける中で、誰もが質の高い教育が受けられるように、保護者に対し、教育費の援助を行う。 ・ 経済的理由で修学が困難であっても、高等教育機関等で学ぶ機会が得られるよう奨学金制度を実施する。また、今後の在り方について検討する。		
一 次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	就学援助の実施		経済的な理由で小・中学校への就学が困難な家庭に教育費の一部を援助した。	A
	誰もが質の高い教育が受けられるように、保護者に対し、教育費の援助を行う。 (教育総務課)			
2	奨学金制度の実施		保護者の経済的負担を軽減するため、奨学金制度を実施し、教育の機会均等を確保した。	A
	経済的理由で修学が困難であっても、高等教育機関等で学ぶ機会が得られるよう奨学金制度を実施する。 (教育総務課)			
総合評価				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針				
	拡 充		≪ 説明 ≫ No.1：学校規模等適正化検討委員会を開催し、地域の実情を考慮し、通学区域の再編を検討する。 No.2：奨学金制度が令和 7 年度末で廃止となることから、代替として就学援助費において高等学校進学等支援金を中学 3 年生に対し支給する。	
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課		文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	生涯学習の推進		
	4 1			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	3,828 千円 (3,518 千円)		3,828 千円 (3,780 千円)	3,828 千円
趣旨・概要	・ 市民が培った知識や技術等を地域社会にいかすための場の検討を行い、多様な人材の発掘、指導者の育成を図る。 ・ 学習・施設ボランティアの育成や地域づくりリーダーを確保するとともに、学校教育等を支援する広域的な人材活用のネットワーク化を進める。また、青少年リーダーの養成とともに、青少年リーダーの能力を地域づくりに生かす仕組みを検討する。			
一次（内部）評価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	第五次生涯学習推進計画の推進		社会教育関係団体補助金 3,020,000 円	A
	第五次生涯学習推進計画を踏まえ、市民の生涯学習を支援する。 (文化振興課)		郷土芸能連絡協議会交付金 252,000 円 第 5 5 回市民文化祭（1 1 月 2 日～1 7 日の土・日・祝日）を開催。参加者 約 5,951 人	
2	指導者の育成と人材の活用		第 2 7 回生涯学習フェスティバル 日時：令和 6 年 1 2 月 1 日（日） 午前 1 0 時～午後 3 時 場所：武蔵村山市役所市民駐車場 武蔵村山市民会館 参加者数：約 8 0 0 人 参加団体：2 1 団体	A
	生涯学習の一層の推進を図るため、指導者及びボランティアの育成と活用を図る。 (文化振興課)			
3	青少年リーダーの養成		令和 6 年度実績 「ツリークライミング」 全 2 回 1 4 名	A
	小学校 1 年生から中学校 3 年生までを対象に、青少年教室を通じてリーダーシップ、グループワークなどの大切さを学習する場の提供を行う。 (文化振興課)			
総合評価				
A		A：一次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B：一次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C：一次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		

今後の方針		
	拡充	《説明》 生涯学習の推進においては、概ね取組の成果を上げることができた。今後も引き続き事業を継続し市民の生涯学習活動や社会参加活動を支援します。
○	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	生涯学習情報の提供と学習機会の充実		
	4 2			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	4,698 千円 (4,235 千円)		5,063 千円 (4,416 千円)	5,037 千円
趣旨・概要	・ 市政に対する理解を深めることを目的に、市の職員等が出向き行う出前講座の充実を図る。 ・ 市民の生活課題や今日課題など、市民の多様な学習ニーズに応えるための講座を開催する。 ・ 自宅等から公用施設の空き状況検索や予約を行うことのできる公共施設予約システムを運用し、生涯学習活動の支援及び公共施設利用の利便性の向上を図る。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
	事業概要			
1	出前講座の充実	講座数については、目標数とした 70 講座に達成した。 令和 5 年度開催回数 20 回 令和 6 年度開催回数 17 回		A
	市民の生涯学習活動を振興し、市政に対する理解を深めることを目的に、市の職員が出向く、出前講座を行う機会の充実を図る。 (文化振興課)			
2	生涯学習講座の充実	令和 6 年度実績 ○市民講座 ・ 「潜在能力を引き出すレジリエンス心理講座」 全 1 回 8 人 ・ 「今、話題の Chat GPT を賢く使うには」 全 1 回 12 人 ○市民企画講座 ・ 「初めてのバードウォッチング」 全 3 回中 1 回中止（2 回） 16 人 ○シルバー教室 ・ 「ぶらり武蔵村山散策と楽しいスマホ活用術」 全 1 回 11 人 ・ 「スマートフォン初級講座」 全 2 回 32 人 ○家庭教育講座 ・ 「「手話体験」手話を知ろう！」 全 1 回 6 人 ・ 「気軽に楽しむ季節のいけばな」 全 1 回 6 人		A
	市民の生活課題や今日的課題など、市民の多様な学習ニーズに応えるための講座を開催する。 (文化振興課)			

3	生涯学習情報提供システムの整備	公共施設予約システム等を活用した生涯学習活動に関連する情報の提供については、更なる検討が必要である。 キャッシュレス決済については、利用者の支払い方法の選択肢が増えたことで徐々にではあるが増えてきており、前システムと比べると苦情や要望はほぼ無い状況である。	B
	公共施設予約システムで生涯学習関連情報や出前講座等の情報を提供するとともに、キャッシュレス決済など、利便性の向上に努める。 （文化振興課）		
総合評価			
A		A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上	
		B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上	
		C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上	
今後の方針			
	拡充	《説明》 今後も引き続き生涯学習情報の提供と学習機会の充実及び施設利用者の利便性向上に努める。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		文化振興課 生涯学習係		
具体的施策	番号	生涯学習施設・設備の整備		
	4 3			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度（当初）	
	12,735 千円 (12,735 千円)	0 千円 (0 千円)	67,192 千円	
趣旨・概要	- 音楽・芸術等文化活動に触れる機会と場所を提供するとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会を設け、市民の文化意識の高揚を図れるよう、市民会館の快適な利用に向けた整備を行う。 - 市民にとって身近な学習施設になるよう、学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行う。 - 公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担のあり方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設として、（仮称）生涯学習センターの整備を検討する。 - 市民会館について、指定管理者制度を継続し、モニタリングを実施することで、施設の適正な管理運営に努める。			
一次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価	
	事業概要			
1	市民会館の整備	令和 6 年度においては、大規模修繕等の実施はなし。	A	
	音楽・芸術等文化活動に触れる機会と場所を提供するとともに、優れた芸術文化を鑑賞する機会を設け、市民の文化意識の高揚を図れるよう、市民会館の快適な利用に向けた整備を行う。 (文化振興課)			
2	学習等供用施設の整備	令和 6 年度においては、大規模修繕等の実施はなし。	A	
	市民にとって身近な学習施設になるよう、学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行う。 (文化振興課)			
3	(仮称) 生涯学習センター整備の検討	公民館、図書館、市民会館などこれらの生涯学習施設の機能分担等の在り方に配慮し、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ（仮称）生涯学習センターの設置に向けた公共施設等整備・再編推進作業本部会において、令和 5 年度に当該施設の基本構想の先送りが決定した。	C	
	公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての「（仮称）生涯学習センター」の整備の検討を進める。 (文化振興課)			

4	市民会館の適正な管理運営	市民会館の管理運営について、令和5年度～令和9年度まで引き続き指定管理者制度を活用し、管理運営体制の効率化と計画的な維持管理に努める。	A
	市民会館について、指定管理者制度を継続し、モニタリングを実施することで、施設の適正な管理運営に努める。 (文化振興課)		
総合評価			
A	A：一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上		
	B：一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上		
	C：一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上		
今後の方針			
	拡充	≪説明≫ 今後も引き続き学習等供用施設の快適な利用に向けた整備を行うとともに市民会館の適正な管理運営に努める。	
○	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課		図 書 館		
具 体 的 施 策	番 号	図 書 館 運 営 の 充 実		
	4 4			
予 算 額 (決 算 額)	令 和 5 年 度		令 和 6 年 度	令 和 7 年 度（当初）
	3,295 千円 (2,917 千円)		3,175 千円 (2,759 千円)	3,175 千円
趣 旨 ・ 概 要	・ 「武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画」に基づき、子供たちが自主的に読書をしようとする意欲や態度を育み、社会全体で子供の読書活動を推進することを目標としている。			
一 次（内部）評価				
NO	事 業 名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評 価
	事 業 概 要			
1	第四次子供読書活動推進計画の推進		「武蔵村山市第四次子供読書活動推進計画」の中で自主的な子供読書活動の推進に寄与するために新着本案内、小学生向けブックリストの発行、おはなしの会の実施、学校図書館との連携により、テーマ図書の巡回展示等の取組を行った。	A
	「第四次子供読書活動推進計画」に基づき、子どもたちが自主的に読書に親しみ、読書習慣が身につくよう社会全体で子供の読書活動を推進することを目的として計画したもの。 (図書館)			
2	図書館の整備		公共施設等総合管理計画の次期計画を策定する中で、既存の公共施設の最適配置や運営方法等の検討をする。	—
	「武蔵村山市第四次生涯学習推進計画」において、市民の要望の高い、中央図書館と中央公民館の機能を併せ持つ（仮称）生涯学習センターの整備を幅広く検討することが位置づけられていることから、引き続き検討を行う。 (図書館)			
3	近隣市町と連携した図書館の相互利用の実施		平成 2 3 年度 昭島市・瑞穂町の図書館との相互利用開始 平成 2 4 年度 東大和市の図書館との相互利用開始 平成 2 6 年度 立川市の図書館との相互利用開始	A
	市民の読書活動をより一層推進するため、近隣市町の図書館の相互利用を充実に努める。 (図書館)			
4	学校図書館との連携		引き続き、学校司書連絡会等を通じて、学校図書室（館）との連携を行い図書館交換便の有効活用を推進し柔軟な対応を行うことで学校利用の利便性を高める。また、テーマ図書の巡回展示を学校と連携して行った。	A
	学校で開催している学校司書連絡会に図書館の職員が出向き、研修及び情報交換などを行う。また、団体貸出、読書相談、資料相談等の読書活動の推進に関する			

	る施策を充実する。 （図書館）		
5	電子図書の導入	・ 令和４年１０月 「むさしむらやま電子図書館」を開設。 ・ 令和５年７月 市内小・中学校の児童・生徒等のタブレット端末を活用した学校利用を開始。令和６年度には電子図書館の利用促進に向けてホームページ等でのＰＲや全児童・生徒へのチラシの配布等を行った。	A
	電子図書館を導入する。 電子図書館を開設し、電子書籍の充実を図り市民の文化的教養の高揚に寄与する。		
総合評価			
A		A：一次（内部）評価におけるＳ及びＡの割合が５割以上	
		B：一次（内部）評価におけるＢの割合が５割以上	
		C：一次（内部）評価におけるＣの割合が５割以上	
今後の方針			
○	拡充	≪説明≫ 各項目において、利用が増加するよう施策の充実を図る。令和７年度には、図書館システムの入替を契機として図書館ＤＸを推進し、利用しやすい環境を充実させる。	
	現状維持		
	縮小・見直し		
	廃止・休止		

主 管 課	文化振興課 資料館係		
具 体 的 施 策	番 号	文化財の調査、保護・活用	
	4 7		
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	18,444 千円 (15,999 千円)	24,926 千円 (21,705 千円)	26,353 千円
趣旨・概要	・ 市内に所在する各種文化財や収蔵資料等を市民団体等と連携を図りつつ調査、記録、保護するとともに、展示や講座などを実施し文化財の活用に努める。		
一 次（内部）評価			
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要		
1	文化財の調査・研究	概ね市内埋蔵文化財包蔵地内の調査は終了したが、包蔵地内や周辺での宅地開発等が増加しており、立会調査等の指導について、それぞれの案件に沿って適切に行った。	B
	市内に所在する各種文化財等の総合調査（研究）を実施し、その種別、内容、分布を把握し、文化財として位置付けていく調査・研究に努める。 （文化振興課）		
2	文化財の保護の充実	各種展示や講座及び歴史散策コースに係る案内標柱等の維持管理を行うとともにガイドマップ「むさしむらやま歴史散策コース」の頒布を行い、市の文化財及び歴史散策コースの周知を図った。	B
	文化財保護審議会からの市指定文化財としての答申内容を踏まえ、市文化財の指定を行うことにより文化財の保護の充実に努める。 （文化振興課）		
3	関係団体・人材の育成	展示内容により、郷土の会メンバーに聞き取り調査を実施。また、狭山丘陵自然会からは、年間を通して植物等の写真の提供を受け、定期的に展示を行っている。	B
	郷土の歴史、伝統芸能などの伝承に関する講座の開催、市民プログラムの充実等により、文化財保護活動に参加するボランティア及びボランティア組織の育成や交流の促進に努める。 （文化振興課）		
4	歴史民俗資料館の運営の充実	市指定文化財をはじめとする文化財を、インターネットを通じて閲覧できるよう、デジタルアーカイブ化するための準備を実施。 分館の常設展示のリニューアルを行った。	B
	来館者の学習環境の向上を図るため、歴史民俗資料館及び分館の適切な運営に努めるとともに、文化財の適正な収集・管理の充実に努める。 （文化振興課）		

総合評価		
B	A	一次（内部）評価におけるS及びAの割合が5割以上
	B	一次（内部）評価におけるBの割合が5割以上
	C	一次（内部）評価におけるCの割合が5割以上
今後の方針		
○	拡充	≪説明≫ 文化財の保護及び周知を、今後はデジタルアーカイブを中心に継続して実施していく。
	現状維持	
	縮小・見直し	
	廃止・休止	

主 管 課		文化振興課 生涯学習係		
具 体 的 施 策	番号	新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用		
	4 8			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	50,646 千円 (40,209 千円)		51,817 千円 (43,920 千円)	53,306 千円
趣旨・概要		・ 児童が放課後も適切な遊びや安全な居場所を確保できるよう、学校、家庭及び地域と連携しながら、学校の余裕教室などを活用し、「放課後子供教室」を運営する。 ・ 国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、「学童クラブ」や「放課後子供教室」の拡充と連携により、子供たちが放課後等を安全・安心に過ごし、学習や遊びなど多様な体験・活動を行うことができる環境づくりを進める。		
一 次（内 部）評 価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	放課後子供教室の充実		令和 4 年度から小学校全校で放課後子供教室を実施。放課後に児童が安心・安全に過ごせる居場所を提供。 年間、約 1 8 5 日実施し、約 1,200 名の児童が利用した。	A
	小学校の余裕教室等を活用して、放課後の子供たちの安全で安心な居場所を確保するとともに、多様な学習の充実、地域住民との交流活動等の取組を推進する。 (文化振興課)			
2	新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用		同じ校内・敷地内にある学童クラブは併用利用が可能となっており、放課後の子供たちの居場所を確保している。 各放課後子供教室で年に 1 度イベントを開催し、その際に学童クラブ児童にも参加してもらった。	A
	学童クラブの児童と放課後子供教室の児童が同じ活動場所で同一のプログラムに参加できるよう、一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営に努め、教育財産の有効な活用を図る。 (文化振興課)			
総 合 評 価				
A		A： 一 次（内 部）評 価 に お け る S 及 び A の 割 合 が 5 割 以 上		
		B： 一 次（内 部）評 価 に お け る B の 割 合 が 5 割 以 上		
		C： 一 次（内 部）評 価 に お け る C の 割 合 が 5 割 以 上		
今 後 の 方 針				
	拡 充		≪ 説 明 ≫ 児童の居場所の確保ができていることから、継続し安定した運営を図る。	
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課		スポーツ振興課 スポーツ振興係		
具体的施策	番号	校庭・屋内運動場開放の推進		
	4 9			
予 算 額 (決算額)	令和 5 年度		令和 6 年度	令和 7 年度（当初）
	4,268 千円 (3,819 千円)		4,375 千円 (4,032 千円)	4,494 千円
趣旨・概要	・ 地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図る。			
一 次（内部）評価				
NO	事業名	取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等		評価
	事業概要			
1	小学校校庭遊び場開放	年間を通じ、市内各小学校の校庭に開放管理員を配置し、放課後の遊び場として開放した。		A
	開放管理員を配置して事故防止に努めながら、在学する児童を対象に放課後の小学校の校庭を遊び場として開放する。 (スポーツ振興課)			
2	学校体育施設開放	小・中学校の校庭・屋内運動場を社会教育団体等に開放し、地域スポーツの振興を図るとともに、教育財産の有効な活用を図った。		A
	地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図る。 (スポーツ振興課)			
総合評価				
A		A： 一 次（内部）評価における S 及び A の割合が 5 割以上		
		B： 一 次（内部）評価における B の割合が 5 割以上		
		C： 一 次（内部）評価における C の割合が 5 割以上		
今後の方針				
	拡 充	≪ 説 明 ≫ 地域の草の根スポーツを推進するため、学校教育に支障のない範囲で、学校体育施設を市民に広く開放することにより、教育財産の有効な活用を図る。		
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

主 管 課		文化振興課 生涯学習係		
具 体 的 施 策		番 号	生涯学習施設・設備の整備	
		5 0		
予 算 額 (決算額)		令和 5 年 度	令和 6 年 度	令和 7 年 度 (当初)
		0 千円 (0 千円)	0 千円 (0 千円)	0 千円
趣旨・概要		・ 公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての「(仮称)生涯学習センター」の整備について検討を進める。		
一 次 (内 部) 評 価				
NO	事業名		取 組 状 況 及 び 具 体 成 果 等	評価
	事業概要			
1	(仮称)生涯学習センター整備の検討		引き続き、関係各課等と調整を図りつつ、整備に向けた検討を進める。	C
	公民館、図書館、市民会館等の生涯学習施設との機能分担の在り方等に配慮しながら、中央図書館及び中央公民館の機能を併せ持つ複合施設としての「(仮称)生涯学習センター」の整備について検討を進める。 (文化振興課)			
総 合 評 価				
C		A : 一次(内部)評価におけるS及びAの割合が5割以上		
		B : 一次(内部)評価におけるBの割合が5割以上		
		C : 一次(内部)評価におけるCの割合が5割以上		
今 後 の 方 針				
	拡 充	≪ 説明 ≫ 施設整備事業として、「(仮称)生涯学習センター」の整備について基本構想の先送りが決定した。		
○	現 状 維 持			
	縮 小 ・ 見 直 し			
	廃 止 ・ 休 止			

3 教育委員会の活動状況

(1) 教育委員会の仕組み

武蔵村山市教育委員会は、武蔵村山市長が武蔵村山市議会の同意を得て任命した教育長と4人の委員により組織される合議制の執行機関であり、その権限に属する教育に関する事務を管理執行しています。教育長の任期は3年、委員の任期は4年で、原則として毎月1回定例会を開催するほか、必要に応じて臨時会、視察等を行っています。

(2) 教育委員会の構成（令和6年度）

職 名	氏 名	備 考
教 育 長	池 谷 光 二	自 令和6年4月1日 至 令和9年3月31日
教育長職務代理者	大 野 順 布	自 令和6年1月1日 至 令和9年12月31日
教 育 委 員	杉 原 栄 子	自 令和2年10月1日 至 令和6年9月30日
		自 令和6年10月1日 至 令和10年9月30日
教 育 委 員	比留間 雅 和	自 令和3年10月1日 至 令和7年9月30日
教 育 委 員	潮 美 和	自 令和4年10月1日 至 令和8年9月30日

(3) 令和6年教育委員会の開催状況

教育委員会の会議は、毎月1回の定例会（原則として第3金曜日）及び必要に応じて臨時会が開催されます。

令和6年中の開催状況及び審議された議案は、次のとおりです。

ア 開催状況

開催回数 13回（定例会12回・臨時会1回）

イ 審議された議案

委員会名	議案番号	件 名	結果
第 1 回 定例会 (1/19)	議案第 1 号	令和 5 年度教育予算の補正（第 8 号）の申出に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 2 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 3 号	令和 6 年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業について	可決
	議案第 4 号	武蔵村山市教育委員会公印規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第 5 号	武蔵村山市立図書館協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について	承認
第 2 回 定例会 (2/9)	議案第 6 号	令和 5 年度教育予算の補正（第 10 号）の申出について	可決
	議案第 7 号	令和 6 年度教育予算の申出について	可決
	議案第 8 号	担当部長、参事及び担当課長の設置並びにその所管事務等を定める要綱の一部を改正する要綱について	可決
	議案第 9 号	武蔵村山市第四次学齢期における歯の健康づくり推進プランについて	可決
	議案第 10 号	武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第 11 号	令和 5 年度武蔵村山市立小・中学校卒業証書授与式の告辞について	可決
	議案第 12 号	校長の任命に係る内申について	可決
	議案第 13 号	副校長の任命に係る内申について	可決
第 3 回 定例会 (3/26)	議案第 14 号	令和 5 年度教育予算の補正（第 11 号）の申出に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 15 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命について	可決
	議案第 16 号	武蔵村山市立学校の学校薬剤師の委嘱等について	可決
	議案第 17 号	令和 6 年度武蔵村山市立小・中学校入学式の告辞について	可決
	議案第 18 号	令和 6 年度武蔵村山市立学校教育課程の受理について	可決

委員会名	議案番号	件 名	結果
第 3 回 定例会 (3/26)	議案第 19 号	特別支援学級の新設について	可決
	議案第 20 号	武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第 21 号	令和 6 年度武蔵村山市学校給食基本計画について	可決
	議案第 22 号	武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱について	可決
	議案第 23 号	武蔵村山市文化財保護審議会委員の委嘱について	可決
	議案第 24 号	武蔵村山市スポーツ推進委員の委嘱について	可決
	議案第 25 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 26 号	教育センター職員の任命について	可決
	議案第 27 号	指導主事の任命について	可決
	議案第 28 号	副校長の任命に係る内申の臨時代理の承認について	承認
第 4 回 定例会 (4/19)	議案第 29 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免等に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 30 号	武蔵村山市立学校令和 7 年度使用教科用図書採択要領について	可決
	議案第 31 号	武蔵村山市生涯学習審議会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について	承認
第 5 回 定例会 (5/17)	議案第 32 号	令和 6 年度教育予算の補正（第 2 号）の申出について	可決
	議案第 33 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任命に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 34 号	武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について	可決
	議案第 35 号	武蔵村山市立学校施設使用条例施行規則の一部を改正する規則について	可決
第 6 回 定例会 (6/21)	議案第 36 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 37 号	武蔵村山市学校給食運営委員会委員の委嘱に係る臨時代理の承認について	承認

委員会名	議案番号	件 名	結果
第 7 回 定例会 (7/17)	議案第 38 号	武蔵村山市防災食育センター設置条例の制定の申出について	可決
第 1 回 臨時会 (7/26)	議案第 39 号	武蔵村山市立中学校令和 7 年度使用教科用図書の採択について	可決
	議案第 40 号	武蔵村山市立小学校特別支援学級令和 7 年度使用教科用図書の採択について	可決
第 8 回 定例会 (8/16)	議案第 41 号	令和 6 年度教育予算の補正（第 3 号）の申出について	可決
	議案第 42 号	武蔵村山市立学校学校運営協議会委員の解任に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 43 号	令和 6 年度実施 令和 5 年度教育委員会事務事業点検・評価報告書について	可決
	議案第 44 号	武蔵村山市立学校職員出勤記録整理規程の一部を改正する規程について	可決
	議案第 45 号	武蔵村山市立学校職員服務規程の一部を改正する規程について	可決
第 9 回 定例会 (9/18)	議案第 46 号	武蔵村山市立学校の給食費に関する規則の一部を改正する規則について	可決
第 10 回 定例会 (10/18)	議案第 47 号	武蔵村山市教育委員会事務局職員の任免に係る臨時代理の承認について	承認
	議案第 48 号	武蔵村山市学校給食運営委員会規則の一部を改正する規則について	可決
第 11 回 定例会 (11/15)	議案第 49 号	令和 6 年度教育予算の補正（第 5 号）の申出について	可決
	議案第 50 号	武蔵村山市立学校の令和 7 年度入学式及び卒業証書授与式の日程について	可決
第 12 回 定例会 (12/20)	議案第 51 号	事務の受任について	可決
	議案第 52 号	武蔵村山市立学習等供用施設設置条例の一部を改正する条例の申出について	可決
	議案第 53 号	武蔵村山市教育相談室事業運営規則の一部を改正する規則について	可決

(4) 令和6年度教育委員会の活動状況

教育委員会による令和6年4月から令和7年3月までの会議・行事等の活動状況は、次のとおりである。

年 月	会議・行事等	場 所
令和6年4月	校長会・副校長会合同会議	中部地区会館（401大集会室）
	市立小学校及び市立中学校入学式	各学校
	東京都市教育長会決算監査	西東京市役所
	東京都市教育長会	東京自治会館
	第4回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	関東地区都市教育長協議会 第1回理事会・総会・分科会	新潟県長岡市 ホテルニューオータニ長岡
	東京都市町村教育委員会連合会 令和6年度第1回常任理事会・理事会	東京自治会館
	東京都教育施策連絡協議会	オンライン配信
令和6年5月	第74回定期大会・研究大会（長崎大会）	長崎県長崎市
	第5回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	第47回歩け歩け大会	狭山丘陵 （野山北公園運動場）
	東京都市教育長会	東京自治会館
	東京都市町村教育委員会連合会 第68回定期総会	東京自治会館
	関東甲信越静岡市町村教育委員会連合会総会及び研修会（茨城大会）	茨城県古河市
令和6年6月	第一中学校、村山学園、第三中学校、大南学園第四中学校、第五中学校運動会	各学校
	令和6年度少年少女スポーツ大会 第54回少年野球大会開会式	総合第3運動場
	第6回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	公益財団法人東京都学校給食会 令和6年定時評議員会	東京都学校給食会館
	市町村教育長・教育委員研究協議会（第1回）	オンライン配信
令和6年7月	東京都市町村教育委員会連合会 第1回研修推進委員会	東京自治会館
	第56回東京都市町村総合スポーツ大会 開会式	さくらホール大ホール
	姉妹都市交流事業第18回栄村駅伝大会	長野県栄村極野公民館
	東京都市教育長会	東京自治会館
	第7回教育委員会定例会	中部地区会館（401大集会室）
	東京都市教育長会研修会	東京自治会館
	第1回教育委員会臨時会	301会議室
	東京都市町村教育委員会連合会 第2回研修推進委員会	東京自治会館

年 月	会議・行事等	場 所
令和 6 年 8 月	第 5 6 回東京都市町村総合スポーツ大会 閉会式	さくらホール小ホール
	令和 6 年第 1 回総合教育会議	3 0 1 会議室
	東京都市教育長会	We b 会議
	第 8 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	東京都市町村教育委員会連合会第 2 回常任理事会	東京自治会館
	東京都市町村教育委員会連合会 第 2 回理事会及び第 1 回理事研修会	東京自治会館
令和 6 年 9 月	令和 6 年度武蔵村山市少年・古希軟式野球チーム 親善試合	総合第 3 運動場
	第 9 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
令和 6 年 10 月	東京都市教育長会庶務課長会（会場市）	中部地区会館（401 大集会室）
	東京都市町村教育委員会連合会研修会等	府中市市民活動支援センター プラッツ（バルトホール）
	東京都市教育長会	東京自治会館
	令和 6 年度武蔵村山市スポーツ都市宣言記念事業 「いきいきわくわくスポーツ教室」	総合体育館第 1 体育室
	小中一貫教育の日	小中一貫校村山学園
	第 1 0 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	第 1 9 回ふれあいスポレク大会	第一中学校校庭、総合運動 公園 運 動 場（第 2 運 動 場）、大南公園野球場、雷 塚小学校校庭・体育館
	教育委員定例学校訪問	第八小学校、第三中学校
	東京都市町村教育委員会連合会 第 3 ブロック研修会	東久留米市柳泉園組合
令和 6 年 11 月	第 5 5 回市民文化祭 開会式	さくらホール 2 階 エントランスホール
	第 1 6 回村山デエドラまつり 開会式及び閉会式	イオンモールむさし村山 臨時駐車場
	東京都市教育長会	東京自治会館
	第 1 1 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	令和 6 年度少年少女スポーツ大会 第 4 1 回少年少女サッカー大会	総合第 2 運動場
	特色ある学校づくり推進校発表会	第九小学校
	第一小学校開校 1 1 0 周年記念式典	第一小学校
令和 6 年 12 月	第 2 7 回武蔵村山市生涯学習フェスティバル	さくらホール小ホール
	第 5 1 回武蔵村山市民駅伝競走大会	総合体育館

年 月	会議・行事等	場 所
令和 6 年 12 月	第 1 2 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	令和 6 年仕事納め式	中部地区会館（401 大集会室）
令和 7 年 1 月	令和 7 年仕事始め式	中部地区会館（401 大集会室）
	令和 7 年 2 0 歳を祝う会	さくらホール大ホール
	東京都市町村教育委員会連合会第 3 回常任理事会	東京自治会館
	東京都市町村教育委員会連合会 第 3 回理事会・第 2 回理事研修会	東京自治会館
	第 1 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	第 1 3 回武蔵村山市小中学生百人一首大会	総合体育館 第二・第三体育室（2 階）
	東京都市教育長会	ホテル日航立川東京
	第 2 回七市教育長会	さくらホール研修室
令和 7 年 2 月	令和 6 年度少年少女スポーツ大会 第 2 2 回少年少女ドッジボール大会開会式	総合体育館第一体育室
	研究・研修成果報告会	教育センター
	特色ある学校づくり推進校発表会	第八小学校
	東京都市教育長会	東京自治会館
	第 2 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	東京都市町村教育委員会連合会第 2 回研修会	東京自治会館
令和 7 年 3 月	市立中学校卒業証書授与式	各学校
	第 3 回教育委員会定例会	中部地区会館（401 大集会室）
	市立小学校卒業証書授与式	各学校
	定年退職教職員の辞令伝達式	中部地区会館（403 集会室及び 401 大集会室）

資 料

- 資料 1 武蔵村山市教育委員会の教育目標
令和 6 年度武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業
- 資料 2 令和 6 年度武蔵村山市教育委員会の重点項目
- 資料 3 武蔵村山市第三次教育振興基本計画 施策体系
- 資料 4 武蔵村山市教育委員会組織一覧
- 資料 5 教育部各課（館）の事務分掌
- 資料 6 令和 6 年度一般会計予算（目的別歳出）内訳

武蔵村山市教育委員会の教育目標

武蔵村山市教育委員会は、日本国憲法及び教育基本法^{ひら}の精神にのっとり、我が国と郷土の未来を切り拓く教育の基本を確立し、その振興を図るため、以下の「教育目標」を制定する。

学校教育においては、家庭における教育の成果を基盤としながら、児童・生徒が、豊かな心を持ち、確かな学力や健やかな体力を身に付けることができるようにするために、

- 自ら学び、主体的に判断し、創造力豊かに、よりよく問題を解決しようとする子供
- 思いやりと協力を重んじ、規範意識及び公共の精神に基づき、進んで社会の形成に参画しようとする子供
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする子供
- 伝統と文化を尊重し、我が国と郷土を愛するとともに、国際社会の平和と発展に貢献しようとする子供

の育成を重視する。

社会教育においては、あらゆる場所における学習を通して、市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするために、

- 自ら進んで、幅広い知識と教養を身に付け、豊かな情操と健やかな身体を養おうとする人間
- 個人の尊厳を重んじるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の発展に寄与しようとする人間
- 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与しようとする人間
- 伝統と文化を継承し、我が国と郷土を愛するとともに、新しい文化の創造及び世界の平和と人類の福祉に貢献しようとする人間

を育成する生涯学習社会の実現を目指す。

上記の教育目標の達成に向けて、武蔵村山市教育委員会は、児童・生徒及び市民のための教育が、家庭・学校及び地域のそれぞれが責任を果たし、連携して行われることを目指して、施策の充実を図っていく。

平成23年12月 教育委員会決定

令和6年度 武蔵村山市教育委員会の基本方針に基づく主要施策・主要事業

武蔵村山市教育委員会は、「教育目標」を達成するために、「武蔵村山市教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱・武蔵村山市第三次教育振興基本計画（令和4年2月策定）」で定めた「基本方針」に基づき、武蔵村山市の特性を生かして、令和6年度における主要施策・主要事業を総合的に推進する。

【基本方針1 生きる力を育む教育の推進】

知識基盤社会において、いかに社会が変化しようと、子供たち一人一人が、自ら課題を見付け、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決することができるようにするために必要な「生きる力」を育むことが求められる。

また、これからの子供たちには、「何を学ぶか」だけでなく、「何を理解しているか、何ができるか」、「理解していること・できることをどう使うか」、「どのように社会・世界と関わり、よりよい人生を送るか」という三つの柱で資質・能力を育成するとともに、誰一人取り残さない持続可能な社会づくりに貢献できる人材を育成することが重要である。

そのために、家庭における教育の成果を基盤としながら、子供たちの確かな学力の定着や健やかな心と体の育成を図ることができる教育を推進する。また、思考力・判断力・表現力等を育む教育や、持続可能な開発目標（SDGs）の理念等を踏まえ、地域の課題から地球規模の諸課題まで幅広く自らの課題として考え、解決する力を育む教育を推進するとともに、個に応じたきめ細やかな指導の充実を図る。

【基本方針2 学校・家庭・地域の連携強化】

我が国と郷土の未来を切り拓く子供たちのための教育が、一層効果的に行われるようにするために、学校、家庭及び地域社会が、それぞれの機能を十分に発揮して、その責任を果たすとともに、これまで以上に連携・協働体制を強化することが求められる。

そのために、コミュニティ・スクールとして開かれた学校づくりを推進するとともに、地域社会全体で子供たちを育てる仕組みの構築を図る。

【基本方針3 教育の質の向上と教育環境の整備】

保護者や地域から信頼される学校づくりを実現するために、義務教育9年間を見通した教育活動の充実を図り、教員が、自らの資質や能力を向上させるとともに、成果と課題の検証に基づき、教育活動の改善を図ることが求められる。

そのために、教員対象の研修や、校内における人材育成のための組織を確立するとともに、学校評価に基づく経営改善を推進する。

また、学校における教育活動の効果を一層高めるため、GIGAスクール構想により整備されたタブレット端末を活用して、個別の教育的ニーズや学習状況に応じた学習を充実させるとともに、施設、教育機器等の教育環境の整備を推進する。

【基本方針４ 自己実現を目指す生涯学習の推進】

人生１００年時代の到来が予測される中、あらゆる場所における学習を通して市民一人一人が、自己の人格を磨き、互いに支え合いながら豊かな人生を送ることができるようにするとともに、我が国と郷土を愛し、主体的に社会の発展に寄与しようとする気持ちや態度を育む生涯学習社会の実現が求められる。

そのために、市民が生涯を通じて、自ら学んだり、伝統や文化に触れたりすることができる多様な学習機会の充実を図るとともに、「武蔵村山市スポーツ都市宣言」の趣旨を踏まえ、スポーツとの関わりをもてる環境整備を進め、スポーツ活動の振興を図る。

【基本方針５ 教育財産の有効活用の推進】

市が保有する財産を最大限活用するという観点から、教育財産についてもその活用を推進することが求められる。

そのために、特に学校施設は、様々な用途を考え、多様な観点に立って積極的な活用を推進する。

令和6年度 武蔵村山市教育委員会の重点項目

学 校 教 育

【D Xの推進】

G I G Aスクール構想に係る1人1台端末をはじめとしたI C T機器や高速大容量通信ネットワークを最大限活用し、効果的な学習及び利用の日常化を目指します。

クラウド活用による効果的・効率的な校務支援システムの更新を図り、教育データの分析・利活用や校務の効率化を積極的に推進します。

I C T支援員の活用を図り、デジタル技術の活用を含めた教職員研修を充実させることで、更なる教育の質の向上に努めます。

【学校規模適正化の推進】

児童・生徒にとって望ましい教育環境を確保していくため、市内の人口動向や児童・生徒数の実態、学校規模等を考慮しながら、学校選択制や指定校変更承諾基準の見直し等について検討し、学校規模の適正化を推進します。

【計画的な学校施設・設備改修の推進】

「公共施設等総合管理計画」に基づき策定された「学校施設長寿命化計画」に沿って、適正な教育環境を維持・改善するため、児童・生徒の安全に考慮しながら、学校施設・設備改修の推進に努めます。また、学校施設の照明器具をL E D化することによる省電力化など、脱炭素社会の実現に貢献する取組を推進します。

【安全・安心な教育環境の整備】

登下校時における安全確保、学習活動等における安全対策、学校施設・設備等の安全点検、安全・安心な学校給食の提供、アレルギー疾患への対応等、「学校危機管理対応マニュアル」に基づき、迅速かつ的確に対応できる危機管理体制の確立に努めるとともに、感染症対策を含む衛生管理を引き続き行います。

【人権教育・道徳教育の推進】

いじめはどの学校でもどの子供にも起こり得るとの認識の下、「いじめ撲滅宣言」の趣旨を踏まえ、いじめを許さない、見逃さない指導を徹底させるとともに、思いやりの心を育み、あらゆる偏見や差別をなくすために、教育活動全体を通じて人権教育・道徳教育を推進します。

【確かな学力の定着・体力の向上】

子供たちの基礎的・基本的な知識・技能の習得と言語能力の向上を図るための指導を充実させ、学習意欲の向上及び学習規律の確立を図り、探究的な学びを目指します。

「東京都統一体力テスト体力調査」のデジタル化により体力向上策の検証・分析・改善を効率的に進め、数値的根拠に基づく取組を推進します。

【心と身体の健康の充実】

子供たちが生涯を通じて心身の健康を保持増進できるよう「第四期学齢期における歯の健康づくり推進プラン」に基づき、正しい知識と望ましい習慣の確立により児童・生徒の歯と口の健康づくりを推進するとともに、教育活動全体を通じた保健教育の充実を推進します。

【特別支援教育の充実】

「第五次特別支援教育推進計画」に基づき、特別な教育支援や発達支援が必要な子供一人一人に対し、連続性のある適切な指導と必要な支援が行われるようにするとともに、特別支援教室における指導の充実を図ります。

児童・生徒及びその家庭が抱える様々な課題に対する教育相談体制の充実に向けて、体制整備を

推進します。また、西部地区小学校における特別支援学級（固定学級）の設置に向けて、引き続き開設準備委員会において検討し、開設準備を進めます。

【小中一貫教育の推進】

義務教育9年間を通して、系統的・継続的な教育活動を全校で展開するため、目指す子供の姿を保護者・地域と共有し、コミュニティ・スクールの機能を生かした連携を一層推進し、地域とともに進める小中一貫教育の充実に努めます。

【（仮称）防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託】

老朽化した市立学校給食センターに代わる施設として、「防災まちづくり構想」に基づき、災害時は応急給食等を行う防災拠点として稼働し、平常時は学校給食の提供等を行う「（仮称）防災食育センター」を整備し、小学校学校給食調理等業務の民間委託の実施に向け、準備を進めます。

生涯学習

【生涯学習の推進】

「第五次生涯学習推進計画」に基づき、生涯学習情報の提供や学習機会の充実に図り、「いつでも」「どこでも」「だれでも」自発的に学習活動や表現活動のできる環境づくりを推進します。

国の「こども大綱」の内容を勘案しながら子供たちが意見を表明しやすい環境づくりや子供の主体性を育む取組を推進します。

【家庭教育の支援】

家庭は教育の根本であることから、幅広い世代を対象として、基本的な生活習慣や生活能力、社会的マナーなどの重要性についての普及啓発活動に努めるとともに、引き続き家庭教育講座を開催し、家庭教育を支援します。

また、地域住民等の協力により実施する学習支援の場である「地域未来塾」事業や、放課後に子供たちの安全で安心な居場所を確保するための「放課後子供教室」事業が、子供たちにとってよりよい「居場所」となるよう継続実施するとともに、放課後子ども総合プランに基づき、学童クラブとの一体型の運営を推進します。

【文化財の調査、保護・活用】

市内に残る文化財の保護や調査を実施し、文化財の適正な保護・保存に努めるとともに、歴史民俗資料館及び分館収蔵資料の展示・公開や歴史講座等を実施し、文化財保護思想の普及啓発を促進します。

【スポーツの推進】

「スポーツ都市宣言」の理念を踏まえ、スポーツ・レクリエーション事業の拡充を図り、賑わいと活力あるまちづくりを進め、市民の健康・体力づくりの推進に努めます。「第二次スポーツ推進計画」に基づき、地域の現状や市民のニーズを的確に捉えながら、生涯スポーツ施策の総合的かつ計画的な推進を図ります。

【図書館運営の充実】

「第四次子供読書活動推進計画」に基づき、読書活動に関する施策を充実させるとともに、電子書籍の充実や学校図書館との利用連携を進め、図書環境の充実に図ります。

武蔵村山市第二次教育振興基本計画 施策体系

基本方針	基本施策	具体的施策
1 生きる力を育む教育の推進	(1) 豊かな心を育む教育の推進	① 人権教育の推進【重点】
		② 道徳教育の充実【重点】
		③ 体験・鑑賞活動の充実
	(2) 学力向上策の推進	④ 確かな学力の定着【重点】
		⑤ 読書活動の推進と言語能力の育成
	(3) 健康な身体や体力を育む教育の推進	⑥ 体力向上策の推進【重点】
		⑦ 食育の充実
		⑧ 心と身体の健康管理の充実
	(4) 社会の変化に対応できる力を育む教育の推進	⑨ 安全教育の充実【重点】
		⑩ GIGAスクール構想の推進【重点】
		⑪ 国際理解教育の充実【重点】
		⑫ 日本の伝統・文化教育の充実
		⑬ キャリア教育の充実
	(5) 個に応じた支援と指導の充実	⑭ 特別支援教育の充実【重点】
		⑮ 不登校への対応・適応指導の充実
		⑯ 学校における教育相談体制の整備
	(6) 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進	⑰ 「学校2020レガシー」の構築に向けた取組の推進
2 学校・家庭・地域の連携強化	(1) 開かれた学校づくりの推進	⑱ コミュニティ・スクールの充実【重点】
		⑲ 学校公開等の実施
		⑳ 広報の充実
	(2) 学校・家庭・地域の協働体制の構築	㉑ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進
		㉒ 家庭教育の支援【重点】
		㉓ カリキュラム・マネジメントの推進
		㉔ 児童・生徒の安全確保【重点】

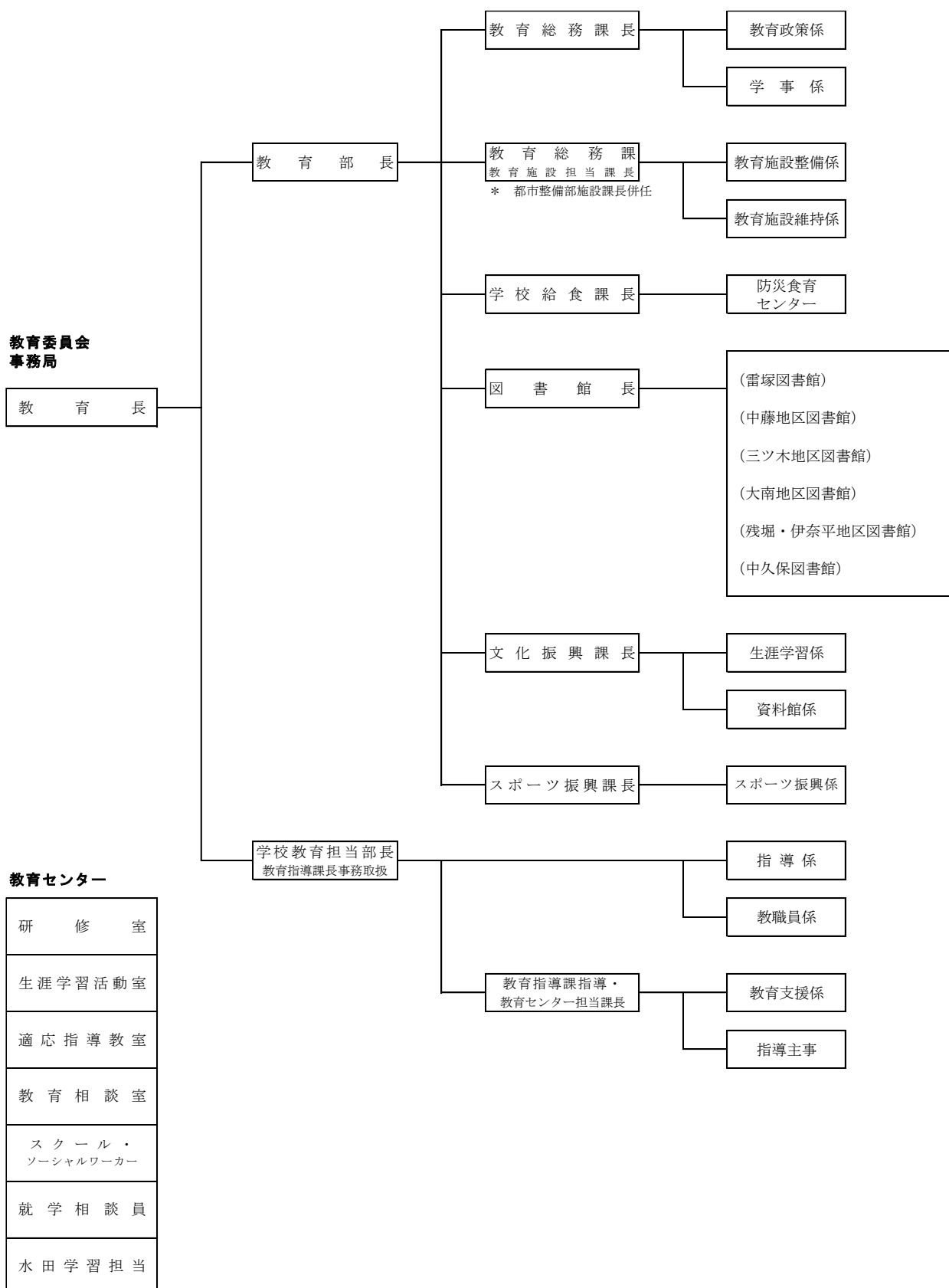
主要施策・主要事業
●人権教育の推進 ●人権教育全体計画の作成 ●ダイバーシティ教育の推進
●道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実 ●各教科等における道徳教育の推進
●小学校での水田学習の実施 ●小学校での移動教室の実施 ●小・中学校での生産体験の実施 ●中学校での移動教室・修学旅行の実施 ●音楽鑑賞・芸術鑑賞の実施
●学力調査の実施 ●授業改善推進プランの作成・活用 ●小学校漢字検定の実施 ●中学校英語検定の実施 ●「主体的・対話的で深い学び」からの授業改善 ●地域未来塾の実施 ●個に応じた指導の実施（少人数指導・習熟度別指導・チーム・ティーチング） ●教育ボランティアの派遣 ●小学校補助教員の派遣
●読み聞かせの実践 ●学校図書館の利用促進 ●学校司書の配置と活用の推進
●東京都統一体力テストの実施・分析 ●体力向上に向けた指導法の工夫・改善
●「健やかプラン」の推進 ●（仮称）防災食育センターの整備
●定期健康診断・就学時健康診断の実施 ●保健指導の充実 ●心の健康管理の充実 ●「第三期学齢期における歯の健康づくり推進プラン」の推進
●学校における衛生管理の充実 ●学校安全計画の作成と安全指導の充実 ●避難訓練の実施 ●保護者・地域との連携による安全確保体制の確立 ●セーフティ教室の開催 ●小学生による地域安全マップの作成 ●スクールガード・リーダーによる学校安全巡回指導 ●交通安全教室・自転車安全教室の実施
●小・中学校コンピュータ等の活用の推進 ●プログラミング教育の充実 ●情報モラル及び情報リテラシー教育の充実
●ALT（外国語指導助手）の派遣・配置 ●小学校英語活動支援員の配置 ●帰国子女等指導助手の配置 ●国際姉妹校・国際交流活動との連携
●各教科等における日本の伝統・文化教育の推進 ●体験活動を通じた日本の伝統・文化教育の推進 ●地域との連携による伝統・文化教育の推進
●キャリア教育全体計画の作成と各教科等におけるキャリア教育の推進 ●中学校での職場体験活動の実施 ●教育ボランティアの活用 ●キャリア・パスポートの活用
●第五次特別支援教育推進計画の推進 ●介助員・特別支援教育支援員の配置 ●巡回相談員の配置 ●特別支援教育研修の充実 ●就学支援シートの作成・活用 ●学校生活支援シート・個別指導計画の作成・活用 ●交流及び共同学習の推進 ●個別学習室における個別指導の推進 ●通級指導学級における指導の充実 ●地域や特別支援学級との交流の推進
●適応指導教室の充実 ●スクールカウンセラーの配置 ●スクールソーシャルワーカーの派遣 ●「不登校カルテ」の作成と情報連携
●教育相談体制の充実 ●学校教育相談体制の確立 ●教育相談研修会の実施
●「学校2020レガシー」の構築に向けた取組
●コミュニティ・スクールの充実
●学校公開等の実施 ●保護者・地域への授業公開 ●道徳科及び道徳授業地区公開講座の充実【再掲】
●学校ホームページの充実 ●一斉配信メールの実施
●放課後子供教室の充実 ●一体型の学童クラブ及び放課後子供教室の運営
●家庭教育講座の実施 ●家庭教育の啓発資料の配布
●カリキュラム・マネジメントの推進
●登下校時の安全見守りの推進 ●子ども安全ボランティア活動の推進 ●防犯パトロールの推進 ●小学校通学路防犯カメラの設置 ●学校施設の安全点検の徹底 ●保護者・地域との連携による安全確保体制の確立【再掲】 ●セーフティ教室の開催【再掲】 ●子ども110番ハウス事業の充実

基本方針	基本施策	具体的施策
3 教育の質の向上と教育環境の整備	(1) 特色ある学校づくりの推進	㉔ 小中一貫教育・小中連携教育の推進【重点】
		㉕ 一校一研究の推進【重点】
		㉖ 部活動等の充実
	(2) 教職員の質の向上と教員の「働き方改革」の推進	㉗ 教職員研修・研究の充実
		㉘ 授業改善の推進【重点】
		㉙ 教員の「働き方改革」の推進【重点】
	(3) 学校経営力の充実	㉚ 人材育成の推進
		㉛ 学校評価の充実【重点】
	(4) 学校教育環境の充実	㉜ 学校施設・設備の整備【重点】
		㉝ 教育機器・教材の整備
		㉞ 学校ＩＣＴ環境の整備【重点】
		㉟ 学校規模適正化の推進【重点】
		㊱ 通学区域と中学校学校選択制の推進
		㊲ 学校給食の充実【重点】
		㊳ (仮称) 防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託【重点】
		㊴ 経済的支援の実施
4 自己実現を目指す生涯学習の推進	(1) 生きがい、ふれあいを育む生涯学習の推進	㊵ 生涯学習の推進【重点】
		㊶ 生涯学習情報の提供と学習機会の充実【重点】
		㊷ 生涯学習施設・設備の整備
		㊸ 図書館運営の充実【重点】
	(2) スポーツ・レクリエーション活動の推進	㊹ スポーツの推進【重点】
		㊺ スポーツ施設・設備の整備
	(3) 郷土を愛し、理解を深める文化財の保護・活用	㊻ 文化財の調査、保護・活用【重点】
5 教育財産の有効活用の推進	教育財産の有効活用の推進	㊼ 新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用
		㊽ 校庭・屋内運動場開放の推進
		㊾ 生涯学習施設・設備の整備

主要施策・主要事業
●各中学校区における小中一貫教育・小中連携教育の推進 ●「小中一貫教育の日」の実施 ●市民・保護者等に対する小中一貫教育の周知・啓発 ●幼保小中連携の推進
●校内研究の推進
●中学校における生徒の部活動加入の推進 ●部活動外部指導員の派遣 ●部活動支援事業の実施 ●全国・関東大会出場時の支援
●指導力向上に向けた各種教職員研修の実施 ●校内研修の推進 ●「小中一貫教育の日」の実施【再掲】 ●小中学校教育研究会への支援の充実
●授業改善推進プランの作成・活用【再掲】
●校務支援システムの活用
●教員の「働き方改革」の推進
●OJTの推進 ●主幹教諭及び主任教諭の育成・活用 ●人事考課制度を活用した人材育成の推進
●学校経営方針の作成・推進 ●学校評価による経営改善の推進 ●学校運営協議会の活用 ●PDCAサイクルの徹底
●学校施設長寿命化計画に基づく施設整備 ●学校施設（校舎・体育館、プール等）・設備の改修 ●校庭芝生の活用 ●災害対策用備蓄物資の備蓄
●教育機器・教材等の整備
●教育用及び児童・生徒用コンピュータの整備 ●校務用コンピュータの整備 ●校務支援システムの活用【再掲】 ●デジタル教科書の活用
●学校規模等適正化基本方針の改定
●少人数学級編成への対応
●通学区域の再編
●中学校学校選択制の実施
●学校給食の充実
●学校給食費会計の公平化・公正化
●（仮称）防災食育センターの整備と小学校学校給食調理等業務の民間委託
●就学援助の実施
●奨学金制度の実施
●第五次生涯学習推進計画の推進
●指導者の育成と人材の活用
●青少年リーダーの養成
●出前講座の充実
●生涯学習講座の充実
●生涯学習情報提供システムの整備
●市民会館の整備
●学習等供用施設の整備
●（仮称）生涯学習センター整備の検討
●市民会館の適正な管理運営
●第四次子供読書活動推進計画の推進 ●図書館の整備 ●近隣市町と連携した図書館の相互利用の実施 ●学校図書館との連携 ●電子図書の導入
●第二次スポーツ推進計画の推進
●地域スポーツの振興
●総合型地域スポーツクラブの運営支援
●総合運動公園の整備 ●総合体育館の適正な管理運営 ●体育施設の整備・充実 ●校庭・屋内運動場開放の推進
●文化財の調査・研究 ●文化財の保護の充実 ●関係団体・人材の育成 ●歴史民俗資料館の運営の充実
●放課後子ども教室の充実【再掲】
●新・放課後子ども総合プラン事業の推進に伴う施設の有効活用
●小学校校庭遊び場開放
●学校体育施設開放
●（仮称）生涯学習センター整備の検討【再掲】

武蔵村山市教育委員会組織一覧

(令和7年4月1日現在)



教育部各課（館）の事務分掌

（令和 7 年 4 月 1 日現在）

教育部

教育総務課

- （１） 教育委員会の会議に関すること。
- （２） 事務局職員の任免、分限、服務、賞罰その他人事に関すること。
- （３） 教育委員会に関する規則その他の規程の制定及び改廃に関すること。
- （４） 他の機関との連絡調整に関すること。
- （５） 儀式、褒賞及び表彰に関すること。
- （６） 公告式に関すること。
- （７） 文書の收受及び発送に関すること。
- （８） 所掌事務に係る広報に関すること。
- （９） 教育予算の調整に関すること。
- （10） 請願及び陳情に関すること。
- （11） 中部地区会館の貸出しに関すること。
- （12） 児童・生徒の就学、転学、退学その他学籍に関すること。
- （13） 通学区域に関すること（特別支援教育に係るものを除く。）。
- （14） 学級編制に関すること（特別支援教育に係るものを除く。）。
- （15） 学齢簿の整備に関すること。
- （16） 児童・生徒の教育扶助に関すること。
- （17） 独立行政法人日本スポーツ振興センターが行う災害共済給付等に関すること。
- （18） 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。
- （19） 市町村立学校職員給与負担法（昭和 23 年法律第 135 号）第 1 条に規定する職員及び児童・生徒の保健衛生、安全の確保等に関すること。
- （20） 教育施設の整備に関すること。
- （21） 教育財産の管理及び廃止に関すること。
- （22） 学校教育施設の調査及び研究に関すること。
- （23） 公立学校施設台帳に関すること。
- （24） 余裕教室に関すること。
- （25） 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条の 2 の規定により管理運営の委任を受けた施設の整備に関すること。
- （26） 教育委員会の教育目標、基本方針等教育計画に関すること。
- （27） 教育に関する重要施策の形成に関すること。
- （28） その他教育政策に係る企画及び調査研究に関すること。
- （29） 他の課に属さないこと。
- （30） 部内の連絡調整及び部内の庶務（学校給食課に係るものを除く。）に関すること。

教育指導課

- (1) 教育指導方針及び教育課程に関すること。
- (2) 教科用図書及び教材に関すること。
- (3) 学校経営、学習指導、生活指導の指導助言に関すること。
- (4) 移動教室、音楽・演劇鑑賞教室及び学校行事の指導助言に関すること。
- (5) 学校教育の研究に関すること。
- (6) 教育相談に関すること。
- (7) 就学相談に関すること。
- (8) 特別支援教育に係る支援体制の推進・整備に関すること。
- (9) 特別支援学級に係る児童・生徒の通学に関すること。
- (10) 特別支援学級の学級編制に関すること。
- (11) 特別支援教育に係る普及啓発に関すること。
- (12) 特別支援教育に係る各種委員会等に関すること。
- (13) 特別支援教育に係る児童・生徒の指導に関すること。
- (14) 教育センターに関すること。
- (15) 都費負担教職員（以下「教職員」という。）の研修及び指導に関すること。
- (16) 教職員の任免、服務、身分取扱等の人事に関すること。
- (17) 教職員の給与、旅費及び公務災害補償に関すること。
- (18) 教職員の福利厚生に関すること（他の課に属するものを除く。）
- (19) 都費による時間講師、再任用職員及び会計年度任用職員等の任免に関すること。
- (20) 教職員の職員団体に関すること。
- (21) 教育実習に関すること。
- (22) 教育情報及び研究研修資料の収集及び整理に関すること。
- (23) 情報技術の活用等による教職員の校務の支援に関すること。
- (24) 教育情報化の推進に関すること。
- (25) その他教職員に関すること。

学校給食課

防災食育センター

- (1) 学校給食に関すること。
- (2) 学校給食運営委員会に関すること。
- (3) 学校給食センターの維持管理に関すること。
- (4) 食育の推進に関すること。
- (5) 学校給食調理業務の民間委託に関すること。
- (6) 課内の庶務に関すること。

文化振興課

- (1) 生涯学習及び社会教育の総合計画及び推進に関すること。
- (2) 生涯学習審議会に関すること。
- (3) 公民館の管理に関すること。
- (4) 市民会館に関すること。
- (5) 学習等供用施設（中部地区学習等供用施設及び雷塚地区学習等供用施設を除く。）の施設の維持管理に関すること。
- (6) 地区会館（中部地区会館を除く。）の運営管理に関すること。
- (7) 地区集会所の管理に関すること。
- (8) 教育センターの生涯学習活動室の運営管理に関すること。
- (9) 文化財に関すること。
- (10) 文化財保護審議会に関すること。
- (11) 歴史民俗資料館の管理に関すること。
- (12) その他文化振興に関すること。

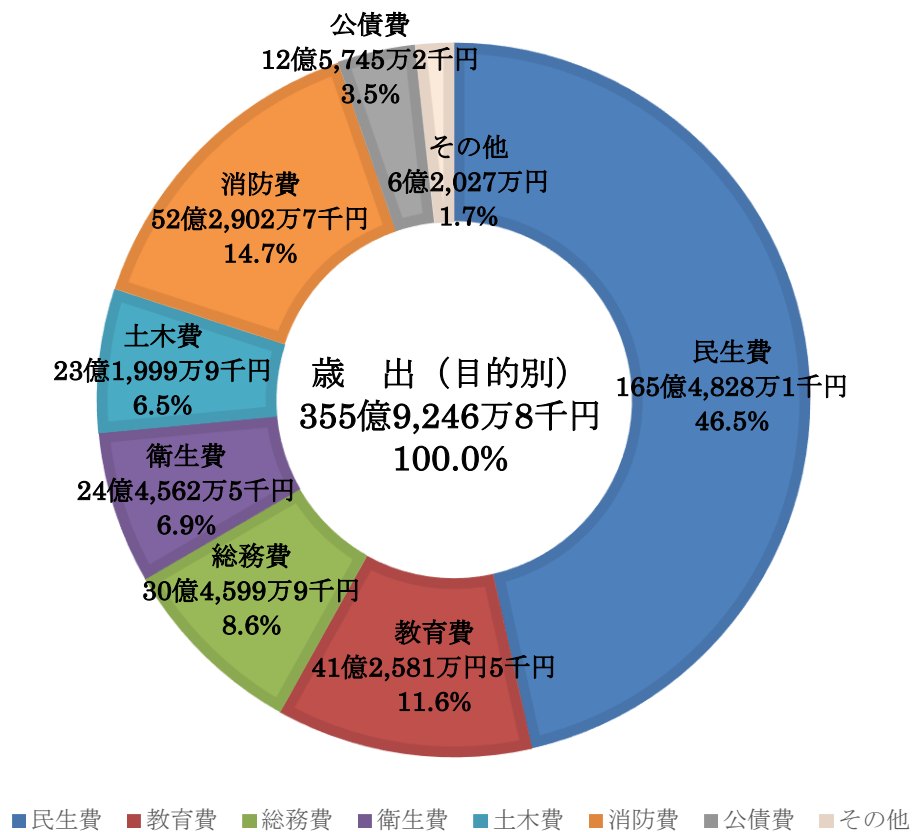
スポーツ振興課

- (1) 社会体育の総合計画及び推進に関すること。
- (2) スポーツ推進委員及び地区スポーツ協力員に関すること。
- (3) スポーツ、レクリエーション等の振興に関すること。
- (4) 総合体育館及び体育施設に関すること。
- (5) 学校体育施設の開放に関すること。
- (6) その他スポーツ振興に関すること。

図書館

- (1) 図書館協議会に関すること。
- (2) 公印の管守に関すること。
- (3) 文書の収受及び発送に関すること。
- (4) 図書館の管理に関すること。
- (5) 図書館資料の選定、収集、整理及び保存に関すること。
- (6) 図書館資料の閲覧及び貸出しに関すること。
- (7) 読書案内及び読書相談に関すること。
- (8) 読書会等の開催及び奨励に関すること。
- (9) 調査、統計及び広報に関すること。
- (10) 図書館の庶務に関すること。
- (11) 武蔵村山市立学習等供用施設のうち地区図書館の運営管理に関すること。
- (12) 武蔵村山市立雷塚地区学習等供用施設及び武蔵村山市公民館中久保分館の維持管理に関すること。
- (13) 前各号に掲げるもののほか図書館に関すること。

令和6年度 一般会計予算（目的別歳出）内訳



令和 7 年度実施 令和 6 年度教育委員会事務事業点検・評価報告書

発行年月／令和 7 年 8 月

発 行／武蔵村山市教育委員会

編 集／武蔵村山市教育委員会教育部教育総務課

〒208-8501

武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1

TEL 042 (565) 1111 (代表)



武蔵村山市教育委員会